

第一百一回 参議院農林水産委員会會議録第八号

昭和五十九年四月十二日(木曜日)

午後一時開会

出席者は左のとおり。

委員長 谷川 寛三君

理事 川原新次郎君

北 修二君

村沢 牧君

藤原 房雄君

委員

浦田 勝君

岡部 三郎君

熊谷太三郎君

坂元 親男君

竹山 裕君

初村滝一郎君

星 長治君

水谷 力君

稲村 稔夫君

上野 雄文君

菅野 久光君

刈田 貞子君

鶴岡 洋君

下田 京子君

田淵 哲也君

喜屋武眞榮君

小島 和義君

野々内 隆君

事務局側

安達 正君

参考人

全国農業協同組合連合会常務理事 田中 昇君

日本農民組合新潟県連合会副委員長 堀 武君

日本硫酸工業協会会長 土方 武君

日本化成肥料協会会長 草野 操君

日本化学エネルギイ労働組合協議会事務局長 久村 晋君

本日の會議に付した案件

○肥料價格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(谷川寛三君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

肥料價格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案につきまして、お手元の名簿にございます参考人の方々から御意見を拝聴いたしますと存じます。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多忙中のところ当委員会に御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

本日は、肥料價格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお伺いいたしまして、今後の委員会の審査の参考にさせていただきたいと存じます。よろしく御意見を申し上げます。

それでは、これより御意見をお述べいただきながら、あらかじめ議事の進め方について申し上げます。

ます。

御意見をお述べ願う時間は、議事の都合上お一人十分間程度とし、その順序は、田中参考人、堀参考人、土方参考人、草野参考人、久村参考人といったします。参考人の御意見の開陳が一応済みした後で、委員からの質疑にお答えをいただきたいと存じます。

それでは、田中参考人からお願いたします。

○参考人(田中昇君) 全国農業協同組合連合会の常務理事をいたしております田中昇でございます。よろしく御願いたします。

肥料安定法の延長につきまして私どもの立場からの意見を申し上げますけれども、まず結論といたしまして、私どもはこの法律の延長につきまして、従来の輸出会社等の関係の条項を削除されて五カ年間の延長をされるという案に賛成をいたしております。ぜひこの方向で御審議をお願い申し上げます。

そういふことでございまして、この法律が三十九年に発足をいたしました既に三回延長をいたしました、今回四度目の延長ということになるわけでございますので、私どもとしては、既に一年ほど前からこの法律の行方について内部でいろいろと議論もいたしまして、結論的には、内部の肥料農業委員会あるいは生産資材の委員会というものにかけまして、さらにまた、この十二月に全農の理事会に付議いたしまして、全員一致で延長しかるべしということと機関の決定をいたしております。同時に、これは農政問題でございますので、全中も独自の立場から二月の十四日に理事会に諮りまして決定をいたしておりますので、私どもの機関としての決定はこれで行われたというふうに見ていただくことができます。その後、経済連なりあるいは県の中央会の理事会等にもこの問題

が付議をされまして、今のところごく一部の反対意見がございますけれども、問題なく経過をいたしておりますし、さらにまた事業の上からも、経済連等では、各農協の参事あるいは専務、常務会議等を開いてこの問題を付議いたしておることと、まずまずスムーズに行われているというふうに考えております。

そこで、こういった結論に至るまでの私どもの立場からの理由づけにつきまして四点左右申し上げておきたいと思っておりますが、その前に、私どもが肥料に対してはどういう認識をもつて仕事を進めているかということとつ申し上げておきたいと思っております。御案内のように、肥料は農業生産に對して不可欠の基礎資材でございます。生産性の向上ということの前に、どうしてもやはり肥料がなければ農業の生産が成り立たない、こういう立場のものでございます。したがって、今非常に全中を中心にして進めております農畜産物の枠拡大、自由化阻止という運動の中にも、食糧の安全保障という立場から、その一環ということで肥料問題は取り上げられて、こういうことに認識をいたしておりますので、そういう立場からの理由というところで聞き取りをお願いしたいと思っております。

第一点は、この安定法が過去三回の延長を経て今回四回目の延長ということになりますと、ちょうど二十年になるわけでございます。今日までこの安定法が果たしてきた機能あるいは評価ということにつきましては、いろいろあるかと思っておりますけれども、やはり肥料は不可欠の資材である、そして同時に、それを使う時期を外してしまつたら役に立たないという代物であるし、北は北海道から南は沖縄の島々まで、四百五十万の農家の庭先に届ける責任を私どもは持つております。そういう立場からしますと、何か事あったときに、国

内で使うものが足りなくなったり、あるいは物がなくなったりということではまことに申しわけないわけでございますが、そういう点の歯どめをいたしまして、いわば安全装置としてこの安定法が非常に機能した。特に第一次、第二次の石油ショック等を見ますと、通常言われておりましたように、トイレットペーパーとかあるいは合成洗剤とかが影を潜めて取りつけ騒ぎを起しましたにもかかわらず、肥料につきましては、輸入原料との関係で価格の値上がりということが一部にありましたが、物そのものにつきましたは全く混乱なく農家の手元に届いた。こういう点からいたしますと、事あるときの安全弁ということでは、非常に大きくこれは農家のためになっているというふうに見ているわけでございます。

同時に、こういう法律があるから価格が高位に安定しているのじやないかという意見もございまして、私も、私もからいたしますと、価格水準の引き下げということが一つの目的になっておりますが、二十九年度にこの法律の前身である肥料二法ができましたその時点からいいますと、現在の肥料の値段は、硫酸で一四四％、ちようど三十年の間に五割足らずの値段で過してきております。尿素に至っても一四二％ということでございます。反面、農畜産物の価格が停滞しているといえます。米は約五倍、それから生産資材、全体の農業機械あるいは資材関係等を含めると約三倍。にもかかわらず、肥料だけが、あるいはメーカーの方からいいますと、不当じやないかと言われるほどに私は低く抑えられてきた。これはあくまで安定法の持つている価格抑制機能ということでもあるというふうと考えております。

それから、第二点といたしまして、現在置かれている農業環境からいいますと、極めて重要な時期に来ておりますが、米だけでなく、畜産、果樹等を含めましてすべてこれは生産過剰に推移いたしております。したがって、価格についてもかなり不振であります。こういう点からいいますと、いろいろと生産資材に対する抑制、価格

の抑制ということの要求がかなり厳しく私どもの方には突き上げられております。そういう中で、やはり生産のコストを下げなきゃいかぬ、特にE・C並みのコストに下げようという運動が系統農協全体として起きておりますけれども、非常に難しい問題を抱えておられます。なかなか時間も必要になるといふふうにも考えておられますが、そういうためにもやはり内需優先で、しかも価格を低位に安定させるという目標を持った安定法がどうして必要であらう、こういうことが第二点でございます。

第三点は、肥料工業の側面からでございますけれども、現在産業構造改善の特別法が昨年発足いたしました。何とか国際競争に太刀打ちできるまでの内需を中心とした合理化をしようということの努力が官民挙げてされております。しかも、この肥料というものがかつては二割あるいは三割という各企業のシェアであったにもかかわらず、現在では需要の停滞もありまして三割あるいは五割、さらにまた、既にこの十年の間に肥料の生産はやめた、化学工業の合理化は脱肥料であるというふうな認識も深まりまして、俗な言い方をしますと、いささかこれはこういう場かどうかと思ひますけれども、首つり寸前だといったような感じを持っているわけでございます。

そういう点からいいたしまして、先ほどの内需に見合うものをどうしても私どもとしては手元に置きたい、こういう観点からいいますと、今ここで安いものがあるから買つてしまふということはいつでもできるかもしれませんが、系統農協が必要とするだけの大量のものをその今の値段であしたも買えるというわけにはならないし、国際情勢は常に流動いたしておりますので、どうしても内需に見合ったようなものは国内で私どもとしては賄いたい。こういう点からいいますと、ぜひ現在の構造改善法のもとの合理化をメーカーの方にも努力をしていただきたい。そのためにやはり肥料価格の安定ということにつきましても、極力合理的なコストで安定をしていただくような

努力が必要だという点からいいたしても延長が必要であらう。同時に、その中で合理化のメリットが農家あるいは消費者にも均てんをするように、この方向づけについて私どもとしては法律の中で監視もしていかなきゃいかぬだろう、こういう感じがいたしておるわけでございます。

四番目に、物流問題でございますが、北から南まで非常に長い日本列島でございますけれども、私どもは肥料の値段だけが北は北海道から南は沖縄の島々まで一本の値段でつくられていて、これはほかの物資に見えない特色だと思っております。そういう点からいいたしても、今回の国鉄の拠点駅集約ということはかなり大きな物流コストの上昇につながる問題をはらんでおりますし、一本価格に對してもひびが入るという面も持つておりますので、この点を極力この安定法のもとで安定させながら一本価格により近いものを持つていくことが必要であらう。そのためにどうしても今回は安定法が必要だと考えております。肥料が減ったとはいひませんが、約八百万トンの肥料が動いて、そしてそれが大なり小なり日本の四百五十万戸の農家に使われております。これをどうしても必要な時期に間に合うように届ける責任は私ども系統農協としての最小限の責任でございますから、この点に事故の起きないように物流対策を講じていきたいと考えております。

そういう四つの理由から私どもは延長に賛成をいたしますが、特に申し上げてお願いをしたいのは、輸出会社等による輸出に対するチェック機能がいささか薄れてまいりますので、ぜひ内需をどうやって守っていくかということについての行政の指導ということを強化していただくということをお願い申し上げます。

それからもう一つは、やはり合理化についてのメリットは、これは企業そのもの、さらに労働者、そしてまたこれを使う生産農家それぞれへの均てんを図るべきものであらう、こういうことを考えておりますので、そういうものを含めて運営をさせていただきます。

もう一つは、構造改善法が六十二年の六月までに第二次構造改善を終るものとなっておりますけれども、これにぜひ強力な努力をしていただき、私どももコストを下げる方策に向かって私どももかなりの努力をして協力したいと思ひますので、怠慢のないような努力をしていただくようお願いいたします。以上、ちよつと時間が過ぎましたけれども、私どもとしての考え方を御披露させていただきました。

○委員長(谷川寛三君) ありがとうございます。次に、堀参考人をお願いいたします。堀参考人。○参考人(堀武君) 私は、新潟県北蒲原郡聖籠町というところで農業を営んでいる者であります。現在、日本農民組合新潟県連合会の副委員長を務めておられます。また、聖籠町の町会議員も務めておられます。昨年度までは地域の農協の理事も務めておられた者であります。

私たち農民は、以前には自分の土地に合ったように単肥を配合して作物に施していたものであります。今では農家にそういう余裕が全くなくなりました。ほとんど農協に依存しておるのであります。農協の営農指導と面積予約がセットされた形で、農家としては選択の余地が全くない、そういう状態にまでなっております。それは、いたし方ないことと思ひますが、経済連から供給される肥料ではどうしてもその土地や作物に合うものがないという農民の不満もまた出ておるのであります。そこで、私の農協では随分苦心をしまして私たちの土地に合った配合肥料をつくって、これは阿賀北配合と呼んでおるのであります。農家の求めに應じたりして苦心しております。ところが、農家の求めに高いたかひのか、農家自身がこれを見きわめる方法が全くありません。単協もまたみずからの努力で若干手数料に手心を加えるくらいしか農家の求めに應じる余地は残されていないのであります。

私は、農業に携わる一人として、また、農協の役員経験からしてこの肥料安定法の運用に多くの疑問を持っており、その立場から若干の意見を述べさせていただきます。

私は、率直に言つて肥料価格安定法は需要者農家のためになつてゐるのかどうか、したがつて、これをさらに延長する必要があるのかどうかとの疑問を持つものであります。私も農家にとつて不満であり疑問に思ふことは、肥料の国内売り輸出との間の価格差が余りにも大きく、しかもそれが長年続いていることとあります。我々農民が最も注目してゐたことは、第十四条の肥料メーカーに対する独禁法の適用除外の規定であります。すなわち、こゝでは「第二条第一項又は第十一条第一項の規定による届出に係る取決め及びこれに基づいてする行為並びに輸出会社の行なう正当な行為」には独禁禁止法を適用せずとして、メーカーにカルテル行為の道を開いていることとあります。第二条第一項とは、メーカーと全農との価格取り決めであり、第十一条第一項とはメーカーと輸出会社との間の各般の取り決めであります。が、どちらも「これに基づいてする行為」にまで独禁法の適用が排除されていることに注目しなければならぬと思ひます。

既に先生方十分御承知のように、肥料問題が政治の俎上にのりしたのは昭和二十年代からのこととあります。その契機は、外国には安く国内には高くという輸出赤字の国内転嫁をやめさせることにありました。それが昭和二十九年の肥料二法の制定となり、そして三十九年に肥料価格安定法等臨時措置法へと引き継がれてきたのであります。その間、時限立法であつた肥料安定法は延長に延長を重ねてきましたが、一向に国内価格は国際価格と同じにはなりません。例えば、全農の資料によりまして、輸出価格の国内価格に対する比率は五十七肥料年度でも硫安で五七・〇、尿素で六二・〇となつております。依然として国内価格と国際価格が縮まらないのはなぜなのか。理由は価格安定法の仕組みにあるのか、運用にあるのか、ここは国会審議で十分詰めていただき、存続が廃止かを決めていただきたいと思ふのであります。

そして、それとの関連で私も日ごろ思つてゐる疑問を率直に申し上げますと、政府の肥料のコスト調査がどの程度厳密なものなのかどうか。聞くところによりまして、メーカーが提出したものがそのまま用いられてゐるのではないかと言つてゐます。そうだとするならば、農家にとつての肥料価格安定法はメーカーのカルテル行為を公認するだけのものではないかということになります。

また、国内価格を決める場合のメーカーと全農の交渉にしましても、なれ合いではないかといつた話を聞くことが少なくありません。生産資材価格を決めるに当たつて、メーカーとの団体交渉でこれを決めるというあり方は大変いいことなのであります。全農は元売業者であると同時に、単協を通して小売業者の立場もあり、また、みずから製造工場を持つ生産業者でもあります。なれ合いではないかと、なれ合いになつても不思議ではないと見られるのは、全農の持つこのような経済事業という性格からきてゐることとあります。

全農だけが価格交渉権を持つことが果たして妥当なのかどうか、疑問の声が少なくないのはこのためであります。

今日、食糧の自給率向上など農業の安定的振興が国家的課題となつておりますが、農家経済における農業所得は相対的に低下してあります。したがつて、農産物の生産コストの低減が強調され、農家もまた真剣に取り組んでゐるところであります。農家の経営コストに占める肥料代の割合は約二割に達してあり、しかも、その肥料代に占める硫安、尿素、高度化成の割合は約六割と言つております。

このように、農業にとつて極めて重要な特定肥料が農民として選択の余地のない状態で供給されているのであり、そのコストも果たして妥当なのかどうかの検証も他との比較もできない状態であることが不安であり、不満であります。価格決定の交渉に需要者農家の代表として、例えば全日農など農民団体から代表を参加させることは、今日最も妥当であり説得力のあることかと考えます。この法律の運用に当たり、これらの配慮をされることをお願い申し上げます。

最後に、もう一点だけ付け加えて申し上げたいのは、最近食糧の安全保障が強調されておりますが、食糧の国内生産と肥料は切り離すことのできない重要物資であるということとあります。食糧と同様国内生産確保をどうするのか、そのための審議も十分尽くしていただきたいことを申し添えて、私の意見陳述を終わらせていただきます。

○委員長(谷川寛三君) ありがとうございます。次に、土方参考人をお願いいたします。土方参考人。

○参考人(土方武君) 日本硫安工業協会の土方でございます。諸先生方には常日ごろ化学肥料工業に対しまして多大の御指導と御鞭撻を賜りまして、この席をかりまして厚く御礼申し上げます。次第でございます。

本日はせっかくの機会を与えられましたので、化学肥料の生産に携わる産業の立場から、現行の法律に規定されております価格取り決め措置の存続について賛成の意見を述べさせていただきますと思ひます。

御承知のとおり、現在の法律はいわゆる二法廃止後の措置といひまして昭和三十九年に制定されて、その後三回にわたり期間延長を行う等の改正が行われて現在に至つておるわけでございます。この法律の目的とするところは、農業生産の基幹的資材である化学肥料の価格と肥料の需給の安定化を図ることによりまして、農業と化学肥料工業の健全な発展に資することとでございます。具体的にはまず、化学肥料の価格決定に關しまして、政府の交付資料等に基づきまして販売業者と生産業者とが価格取り決めの行ふことが認めら

れておるわけでございます。その交付資料として政府の調査されました実績原価が用いられ、この実績原価をもとに両当事者が自主的な話し合いによりまして合理的な価格を取り決めて政府に届け出ることになつております。

こうして取り決められました国内肥料価格は、従来、ともすれば大幅な変動を繰り返してゐました国際価格と比較いたしますと、極めて安定してまいつたという実績がございます。また、価格取り決めの過程では、輸出部門で赤字が出たような場合でも、これとは完全に切り離して国内価格が取り決められてまいつておるわけでござい

ます。同時に、需給の安定化に關しましては、政府が各肥料年度前に需給見通しを策定されまして、これに基づいて生産業者は計画的な生産を行つてまいりました。さらに、従来は需給見通しに基づきまして適正規模の輸出が実施されておりました。内需を優先的に確保しつつ需給の安定化を達成することができたわけでございます。

このような合理的な価格取り決め制度を中心とする本法律は、肥料価格の安定と需給の安定に極めて多大の効果を挙げたと評価されるわけでございます。特に、この十年間に二度にわたつて経験いたしました石油危機等の場合におきましては、本法に基づく適切な素早い対処によりまして大きな混乱を避けることができたのでござい

ます。一例を申し上げますと、第一次石油危機が起こりました直後の昭和四十八年から四十九年にかけまして、硫安の国際価格は三倍近くにも高騰いたしました。が、国内価格は四割程度の値上がりにとどめられたという実績がございます。次に、化学肥料の価格と需給の安定化のために法的な措置を引き続き必要であると考えられます理由につきまして、若干述べさせていただきます。第一に、化学肥料は農業生産に欠かせない重要な基幹資材といひまして安定供給が何よりも強く求められており、価格面では、農産物価格との

関係から全国一律の価格で供給することを求められていたという性格の製品でございます。申すまでもなく、肥料の需要は全国の農家に広く分散しております。かつ季節的な変動が非常に大きいのでございます。一方、化学肥料を生産する私の工場は特定の地域にいわば偏在しております。年間を通じては一定の操業を行っております。したがって、必要な時期に必要な場所へ化学肥料を供給するためには、前送りとか保管等を含めた非常に計画的な生産と物流が不可欠な条件でございます。最近では国鉄貨物輸送の合理化に伴いまして、輸送コストの上昇や物流上の制約が一層増加してくるという状況が予想されるに至っております。

こうした状況のもとで、これまでどおり全国どの場所へも一律の価格で肥料を供給していくためには、従来から実施してまいりましたような法的措置に基づく合理的な価格取り決め制度を、今後とも存続させることがぜひとも必要であると考え、次第でございます。

第二に、原料価格等の外的要因に関する点でございます。ナフサ等の原料の価格や需給の動向は、現在は安定しておりますけれども、今後の見通しとなりますと多分に不透明な面がございます。また、化学肥料の国際需給や価格の動向につきましても先行きを正確に見通すことは難しいのでございます。今後これらの外的要因に大きな変動が起る等の事態が発生いたしました場合におきましても、こうした異常事態に適切に対処して化学肥料の国内価格と需給の安定を図り、農業生産を確保することができるよう体制を整えておくことが非常に重要だと考える次第でございます。

第三に、当化学肥料業界が現在取り組んでおります構造改善事業との関連でございます。御高承のとおり、当業界は二度の石油危機後の国際的な肥料情勢の急激な変化の中で大幅な過剰設備を抱えるに至りまして、こうした構造問題の改善のために昭和五十四年から特定不況産業安定

臨時措置法、いわゆる特安法の指定を受けまして、過剰設備の処理を中心とした第一次構造改善対策を実施してまいりました。しかし、その上で第二次石油危機の影響を強く受けてまいりまして、さらに輸出が減少する等の事態によりまして、昭和五十八年より新たに特定産業構造改善臨時措置法、いわゆる産構法の適用を受けまして第二次構造改善対策を実施しているところでございます。今回の第二次構造改善対策におきましては、我が国の化学肥料工業の規模を国内需要を中心とする規模にまで縮小させるとともに、生産コストの低減のための諸対策を導入することによりまして、過度の縮小を避けて供給の安定を図り、同時にコストを合理化することを目的としているのでございます。

具体的には、過剰設備対策といたしまして、私どもの業界の関連では、例えばアンモニア六十六万トン、尿素八十三万トンといった設備を追加処理することになっておりまして、またコスト低減化対策といたしましては、原料の転換あるいは省エネルギー対策の推進、高効率設備への生産の集中、こういった合理化対策を強力に進めておるところでございます。こうした合理化効果を価格に適切に反映していくことは、肥料の需要家と生産者の双方にとりまして有益なことであると信ずる次第でございます。

このように、現在私も化学肥料業界では安定供給とコスト合理化のための構造改善事業というものに取り組んでいる途上でございますので、こうした構造改善の円滑な推進を図るためにも、この時期、肥料価格が安定的に推移することが従来にも増して強く望まれる次第でございます。なお、構造改善事業の実施の過程におきましては、関連産業、特に中小企業に対する影響とか、雇用、地域経済に対する影響等につきまして十分に配慮して進めてまいり所存でございます。

以上を申し上げましたが、現在の当業界をめぐります状況を考えますと、農業生産を支える重要な基礎資材である化学肥料の価格と需給の安定

を図るためには、従来から実施されてまいりました法律に基づく合理的な価格取り決めの仕組みが今後とも存続されることがぜひ必要であると考える次第でございます。

私も化学肥料工業といたしましては、現在取り組んでおります構造改善事業の円滑な推進によって、今後とも化学肥料の安定的かつ合理的な価格で供給責任を果たしていく所存でございます。すので、本法の延長による化学肥料価格の安定化の法的な措置を強く要望する次第でございます。

以上をもちまして私の陳述を終わらさせていただきます。どうも御清聴ありがとうございました。○委員長(谷川寛三君) ありがとうございます。

次に、草野参考人をお願いいたします。草野参考人。

○参考人(草野操君) 私は、日本化成肥料協会の会長としております草野でございます。高度化成肥料を生産しております業界の立場から、肥料価格安定等臨時措置法の改正、延長について意見を申し上げます。

御高承のとおり、肥料は農業経営費の二三%強を占める基礎的な農業生産資材でありますので、その価格と供給の安定が図られることは非常に重大なことでございます。私もこれまで非常に重く、この点を常に念頭に置きながら経営を進めてきておる次第でございます。

肥料の需要には大きな季節性がございます。これに対しまして、工業生産は年間を通じて平均して計画的に行うことが経済的に最も好ましいわけでございます。また、供給を安定的に行う面から見ましても、これが必要なことでございます。現行の価格取り決め制度は、安定的な生産を確保いたしまして円滑な流通を実現し、季節的な需要にもうまくかみ合うという役割を果たしておるというふうに判断をしております。

高度化成肥料が、本法の特定肥料として政令の指定を見ましたのは、第一次石油危機直後の昭和

五十年のことでございます。当時、燐鉱石あるいはカリの価格が異常に高騰をいたしました。高度化成肥料の価格も相当大幅な上昇を余儀なくされたわけでございます。その後、国際的な肥料情勢の落ちつきから、高度化成肥料の取り決め価格も年々引き下げが行われてまいりました。さらに、五十三年になりまして円相場の上昇がございましたために、これは年度の途中ではございましてけれども、円高の差益を還元するというこのために取り決め価格の引き下げを実施いたしております。

ところが、五十四年に至りまして第二次の石油危機が起りまして、これによって燐鉱石、カリを初めといたしまして、アンモニア原料のナフサ、これらも再び大幅な上昇を見たわけでございます。このため、高度化成肥料の取り決め価格も残念ながら再び上昇を余儀なくされたわけでございます。また、本法の価格取り決め制度の効果もございまして、価格の著しい高騰を回避できたわけでございます。五十六年以降は再び原料事情の落ちつきや肥料工業の合理化の成果によりまして、年々取り決め価格の引き下げを見ております。

以上申し上げましたように、高度化成肥料はその粗原料の大部分を輸入に依存しておりますために、これら国際価格の変動が直ちにコストに影響いたしてまいります。それが肥料価格取り決め制度によりまして価格が適正に取り決められてきたことによりまして、価格ももちろん、需給の混乱も防止されまして、流通も円滑に行われてまいりました。こうした状況に私どもは考えておる次第でございます。

しかしながら、こうした累次の石油危機を経過いたしまして、化成肥料製造業は、次第に国際競争力の低下を示し始めて、また需要の面におきましても低迷が続くようになりまして、我々企業経営は不安定になってまいりました。

このような中で我々企業は、それぞれ省原料、省エネルギー対策を初めといたします生産の合理化に努力を傾注してまいりましたものの、過剰設

備の顕在化によりまして構造的に極めて困難な状況に直面することになったわけでございます。

このため、我々化成肥料製造業は、昨年の六月に特定産業構造改善臨時措置法の御指定を受けまして、年間総生産能力六百十八万トンの一三％に当たります八十一万トンにつきまして設備処理等の構造改善対策を行うことになった次第でございます。これは過剰設備の処理によりまして適正な稼働率を確保するとともに、企業の合併や提携などのグループ化等による適正競争基盤の確立、さらには流通面の合理化もあわせて進めていくことによりまして、化成肥料製造業の構造改善を目指すものでございます。

また、高度化成肥料の原料となります湿式燐酸につきましても、五十四年の特定不況産業安定臨時措置法によりまして指定に引き続きまして、今回の特定産業構造改善臨時措置法の御指定を受けまして、年間総生産能力七十六万トンの一七％に当たります十三万トンの設備処理を中心とする合理化を推進してまいることとなっております。

このような状況に加えまして、本年の二月から国鉄の貨物輸送の合理化によりまして新輸送体系への変更が実施に移されました。肥料は御案内のとおり重量物資でございます。と同時に、大量に集中生産をいたしまして、それが地方に分散消費されるという典型的な形のものでございました。したがって、従来から国鉄による輸送に大きく依存するという性格を持っておるわけでございまして、しかしながら、今回の国鉄輸送合理化によりましてこの肥料の輸送体系は大きく変化をする事になったわけでございます。

このような事態に対処いたしまして、業界といましては肥料の流通に支障を来さないよう最善の努力を払いまして、新物流体系へのスムーズな移行とその定着を図ってまいらねばならない、かように考えておる次第でございます。

以上申し述べましたように、現行法に基づきます価格取り決め制度は、肥料の価格と供給の安定に多大な力を発揮したものと私も業界におきま

してこれを高く評価しているところでござい

ます。高度化成肥料は、農業に不可欠の基礎資材でございまして、私も業界といたしましては、農業に

対する安定供給の責務を負っておるという認識を持って仕事を進めておる次第でございます。こうした観点から、今後化成肥料製造業を合理的にいたしまして、構造改善を積極的に推進するとともに、物流の変革に対応いたしまして、肥料の安定供給基盤を確立することが我々にとって重要な課題であると考えております。そのためには、適正かつ円滑な肥料の取引が確立されることが不可欠でございます。私もいたしましては、今後とも現行価格取り決め制度が維持されることが必要であるというふうに考えておるものでござい

ます。このような趣旨から、化成肥料業界といたしましても、この法律の価格取り決め制度の存続を強く希望するものでございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

簡単でございますが、以上をもちまして意見陳にかえさせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(谷川寛三君) ありがとうございます。次に、久村参考人をお願いいたします。久村参

考人。○参考人(久村晋君) 久村でございます。発言の機会を与えていただきまして感謝いたします。

この法律は、肥料価格の安定を通じて農業及び化学肥料工業の健全な発展に資することを目的に昭和三十九年に制定されて以来、三度にわたって延長されておりますが、この間、両産業を取り巻く内外の環境は大きく変化しております。

農業について見ますと、食糧自給率は低下傾向をたどっております。化学肥料工業はかつての輸出産業から内需中心の産業に縮小し、化学工業に占める地位は著しく低下しております。しかし、このことは我が国にとって両産業の重要性が低下

したことを示すものではなく、今後の国民生活の安定向上にとってますます重要になってきているとの認識が必要になってきていると思っております。

世界の食糧需給は、中長期的に見ますと不安定の度合いを強め、穀物が大幅に不足する事態が予測されております。特に発展途上国では多くの栄養不足人口を抱え、FAOの推定によりまして二〇〇〇年には六億人が食糧不足に苦しむという深刻な事態が予測されております。

現在、我が国の食用穀物自給率は七割程度であります。飼料穀物を含めた穀物全体の自給率は三割強であり、先進国の中では最も低い率となっております。このため、我が国における食糧の安定供給と安全保障の確保の見地から、食糧自給力の維持強化が求められていることは今さら言うまでもありません。このような食糧自給力の維持強化、緑資源の維持増進、さらには高齢化社会を迎えて豊かな活力に満ちた農村社会の建設のためにも農業の健全な発展が不可欠となっております。

一方、化学肥料は農業生産にとって欠くことのできない基幹的資材であり、その供給の安定と価格の安定が食糧の安定的生産のためには必要不可欠であります。同時に、アンモニア工業は化学肥料工業の中核部門であるとともに、各種工業薬品、合成繊維、合成樹脂などの原料となる化学工業の基礎的な製品であります。したがって、化学肥料工業は国民生活の衣食住のすべての分野にわたって必要不可欠な製品であり、その健全な発展は極めて重要であると存じます。

戦前及び戦後の昭和二十年代におきましては化学肥料工業は化学工業の中核部門でありましたが、昭和五十六年には総出荷額五千三百四十八億円で、化学工業全体の十八兆七千二百三十三億円の三％を占めるような状態になっております。この理由は、化学工業が内部において石油化学製品、医薬品などが急成長したことに加えまして、石油危機以降、原料価格の高騰から我が国の化学肥料工業の競争力が低下して、輸出が激減した結果によるものと存じます。

したがって、我が国化学肥料工業は、強い国際競争力を背景に輸出産業として発展してきま

した時代から、内需中心の国内産業に位置していると考えます。とはいっても、化学肥料は基本的に価格弾力性が乏しい上、各国においても国内自給を優先させる傾向があるために、国際的な需給関係によって国際価格が乱高下する製品でありまして、一般の化学製品とは異なる製品特性を持っております。このことは最近では第一次石油危機前後の国際価格に明確にあらわれていま

す。このようなことを考慮しますと、農業の健全な発展にとって不可欠な基幹的資材であります化学肥料の供給を輸入に依存することが望ましくないのであります。そのためには、化学肥料工業が国内産業として健全に存在することが不可欠でありまして、それを支える化学肥料工業に働く労働者が安定して生活できる所得を確保することが必要であります。

この法律が化学肥料の供給の安定及び価格の安定を通じて農業の健全な発展に貢献してきたことは明らかであります。しかし、立法時点に比較しますと、農業は新しい国際的な環境下において望ましい発展を遂げるためには構造改善が必要であるという厳しい立場に立たされております。また、化学肥料工業は、石油危機に伴う資源、エネルギー価格での格差の発生、さらには資源保有国の工業化の進展により、これまで厳しい立場に追い込まれております。このため、我が国の化学肥料工業は、昭和五十四年から特定不況産業安定臨時措置法の構造不況業種の指定を受けまして構造改善を実施したのに続きまして、昭和五十八年から特定産業構造改善臨時措置法の指定を受けて設備の縮小と活性化に取り組んでいるのが現状であります。

具体的に見ますと、アンモニアでは昭和五十四年一月に年産四百五十六万トンの能力がありましたが、第一次で百九十九万トン、第二次で六十六万トンの設備を処理しまして、昭和六十年には二百七十一万トンと五十四年能力の六〇％まで縮小す

ることになっております。さらに、尿素については三百九十九万トンが百四十九万トンと、実に六三％の設備が処理されることになっております。

こうした設備処理に際しましては、生産の受委託により高効率設備に生産を集約化する一方、原料多様化、省資源、省エネルギーの推進により、コストを国際価格並みに引き下げ、国内農業に安定的に肥料を供給する体制を確立するということが予定されております。したがって、こうした構造改善が着実な成果を上げるためにもこの法律の延長が必要と考えている次第です。

とはいっても、設備処理を中心とする構造改善の実施は、化学肥料工業に働く労働者の雇用の確保及び賃金その他の労働条件に多大な影響を与えています。加えて、この法律に基づく価格取り決めの資金決定の経過を見ますと、化学肥料工業に働く労働者の賃金と他産業に働く労働者の賃金との格差が拡大しているのが実情であります。

例えば、日経連の調査により化学肥料工業に働く労働者の平均年間所得と全調査対象平均年間所得を私どもが試算し、比較してみますと、昭和五十一年におきましては、全調査対象が約二百二十九万六千円であるのに対して、化学肥料は約二百二十万三千円でありまして、その差は九万三千円でありましたが、昭和五十八年には全調査対象が約三百五十五万七千円、化学肥料は約二百九十四万八千円で、その差は六十万九千円と格差は低下が目立っております。さらにこうした中で、一部の工場におきましては、化学肥料生産の基幹的な生産部門に臨時雇用労働者が採用されるケースなども問題となつて出てきております。したがって、この法律の延長が認められました後の運用に当たりましては、化学肥料工業に働く労働者、化学肥料を購入される農業がともども成り立ち得るような適正な価格が決定されるよう、特に配慮されるよう求めたいと存じます。

現在、農業及び化学肥料工業ともに、新しい国

際環境下におきまして構造改善を進めなければならない立場にあると考えます。そして、農業と化学工業は、化学肥料を初め農業、各種の合成樹脂製品などを通じて極めて密接な関係を持つております。また、将来を考えてみますと、農業におきましてはバイオテクノロジーなどの革新的な先端技術の活用によりまして、食糧生産の飛躍的な向上を図ることが期待されておりますし、一方、化学工業にとりましては、従来の化学肥料、農薬、各種の合成樹脂製品などの農業資材の供給に加えまして、バイオテクノロジーを初め各種の科学技術を通じて、総合的に有効活用することを通じて、農業の新しい発展に寄与できる条件が漸次整いつつあると思

います。その意味におきまして、農業と化学工業は新しい農工商両全の時代を迎えようとしておると私は考えているものであります。したがって、今後我が国における新しい農工商両全の成果は、国内のみならず、当然のことですが、世界的な食糧確保に寄与するものでありますし、ひいては人類社会の平和の維持、貧困と疾病の追放、緑の革命による地球規模での環境の保全などに貢献することには言うまでもないと思存いたします。

適正な肥料価格の決定は、以上申し述べました新しい農業と化学工業の両全の基礎であることを再度申し述べまして、この点をお含みいただきまして本法案を御審議の上、成立さしていただくようお願いいたしますと思つておる次第でございます。

以上です。ありがとうございました。

○委員長(谷川寛三君) ありがとうございます。

以上で参考人の方々の御意見の開陳を終わります。

それでは、これより参考人の方々に對し質疑を行います。

○稲村稔夫君 それぞれの参考人の皆さん方には、本委員会の審議に当たりまして、たいへん貴重な御意見をそれぞれいただきまして、大変ありが

とうございました。私どもはこの法案の審議を深めてまいりましたにも、今それぞれ御意見をお聞かせをいただきました中で、若干もう少しこの点お聞きしたいという点もございますので、それぞれにひとつ御質問申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

最初に、田中参考人にお伺いをしたいのでございます。まず、肥料を購入される場合に、生産メーカーをどのようにしてお決めになるのか、すべての生産メーカーを対象にされるのか、それとも一定の基準でお決めになるのか、あるいは、すべてのメーカーを対象にされるといふことは、その数量の割り当て等はどのような基準でなされるのか、その辺がわかりましたらお聞かせいただきたいと存じます。

二点目は、それぞれその価格を決定するに当たりましては、生産費がやはり問題になるのであらうと思つておりますが、この生産費は買いになる立場としてどのようにして御確認になっているのでございましょうか。

それからまた、国鉄の合理化の話がそれぞれ参考人から出ておられるわけでありまして、この国鉄の合理化によるコストへの影響というのはいまひとつ試算をしてごらんになっておられるのでございましょうか、もしあればその辺もお聞かせをいただきたいと思つております。よろしくお願いをいたします。

○参考人(田中昇君) ただいまの先生の御質問でございますが、全農といたしまして肥料の購入について、メーカーの選定をどうするか、あるいはまた全メーカーか、こういうことでございまして、私どもとしては、農協からの年間あるいは春、秋に分けました面積予約ということでの受注をいたしておきまして、それに基づきましてメーカーにそれぞれ振り向けられておられるわけでございますが、その対象はほぼ全メーカーにわたっております。ただ一部、私の記憶では、多木肥料が私の方はやつておらないと思つておりますけれども、大部分の一次メーカーにオーダーをお願いをして出荷をし

ていただいているということでございます。そのメーカーごとの、品目ごとの数量につきましては、それぞれ少ない方がございます。これは私どもとしましては、合理化なりあるいは技術開発の力を将来において展開できるものに重点を置いて、極力コストが安くて生産できるメーカーの方にオーダーを振り分けた、こういうつもりでございます。もう一つは、先ほど出ましたように北から南まで物流ということが非常に大事でございまして、その地帯の需要に見合つて極力物流コストの低下につながるような工場配置に向けてオーダーを出す、こういう二つぐらゐのものを基準といたしまして、これを重点購買ということで全体のコスト水準を下げようという努力をいたしております。

それから第二点の、コストはどう確認をするかということでございますが、この法律のもとにおけるコストにつきましては、政府が権限をもって各社に立ち入り、あるいは聞き取り、あるいは資料の提出を求めてコストの調査をしていただいております。これにつきまして、私どもの方が内需における相当量の販売をしているということ、消費者の代表ということで自主的にメーカーの側とその年度の値段を決めさせていただいていくということでございます。この確認につきましては、私どもとしましては行政の方から出てくるコストを十分に尊重いたしますが、私どもなりに多年蓄積をしたコストの上積み調査というものを持っておりますので、それと対比したり、それからまた、国際情勢なりあるいは肥料の需要動向等も含めまして、出された値段はどうかけれども、まだもう少し下げる要素もあるというふうなことがあればそういったものも加味し、あるいは操業度等についても、六割しかない操業度だということとがございまして、従来からの輸出等を見ますと、それを含めた操業度ということと装置産業としてのメリットは出ていっているわけですから、そういうことを絡めて価格保証をいたしております。それから、国鉄の合理化案につきましては、今

各県の経済連といろいろ対応策を協議いたしてお
りまして、現在のところトランプはございませ
んけれども、従来全農の扱いが、主な肥料が全体
で六百万トンといたしまして、約七割と見まして四
百二十万トン、これが大体全農が従来まで届ける
責任のある肥料になりますけれども、この中の大
体四割の約六十万トンぐらゐのものが国鉄にお
願いをしておりました。これが拠点駅集約とい
うことになってまいりますと、従来の物流コストで
あるいはまた、物理的に国鉄を利用できるという
数量は約半分に低下いたします。八十万トンぐ
らゐしか国鉄に依存できないということになつて
まいりますので、あとのものにつきましては極力
直送をする、特にトラック輸送等についての直送
体系を重点にして中間的なクッションのない形で
コストの軽減につなげていこう、あるいは船舶輸
送をする、内航船を利用する、あるいはトラックと
船舶とを組み合わせる、こういったような問題。
それから、国鉄につきましても極力コンテナ輸送
という形で合理化を図っていきたいと思つてお
りますので、

(委員長退席、理事北修二君着席)
どれくらい試算になるかということになります
と、まだその辺が明確に詰まっておりますん
けれども、少なくともこの年度においてはそう
いったものかかりが価格に反映をしないよう
に過ごしていきたい、こういうつもりで対応いた
しております。

○稲村稔夫君 ありがとうございます。
それで、なおもうちょっとお聞きしたいのであ
りますが、メーカーとの契約について、いろいろ
とコストを下げるための努力をしておられるメー
カーを大切にしたい、こういうことも私は大いに
わかるのでありますけれども、そういういたします
と、オーダーは大体ほとんどのメーカーにしてい
けれども、しかし、量的にはかなり差があるとい
うことになるのでございませうか。

○参考人(田中昇君) はい、そういうことでござ
いまして、特に系統に対して従来から非常に協力
をしていただいたメーカーなり、あるいは従来業
者の方に重点を置かれたメーカー、そういうよう
なものにつきましてはオーダーの配分について差
別をいたしております。

○稲村稔夫君 そこで、さらに生産費について
お答えがあったわけでありまして、これは行政
の出してくるものだけでなく、今までの経
験の中から独自に積み上げてこられたものや国際
価格等を勘案しながら価格面での交渉をしてお
られる、こういうお話なのでございます。そこで、
行政の方で出してくられた生産費といひますの
は、全農さんの方で大体この程度だろうと押さ
えておられるものとほとんど同じでしょうか、それ
とも物によつての差がございませうか。

○参考人(田中昇君) それは差がございませう。
これは行政の方で出していたくものは十二月ま
での一年間の実績でございませう。したがいま
して、私どもが来年度の値段を決めますのは、こ
しですと七月以降の値段を決めるわけございま
して、その間昨年の十二月までの実績コストとの
間には半年間のずれがあるわけでございます。し
たがいまして、その間における例えば現在の定昇
ペアをめぐつた春闘、あるいは国鉄等の値上がり
要素、あるいはまた石油等の需給情勢等も含みま
して、新しい要素も加味しながらいかなければい
けませんので、昨年度の実績コストをそのまま適
用するということとは、これはむしろ問題の格差を
広げるということになりますから、そういうふう
なことを加味したものを大体基本にいたしまし
て、こしとの七月から来年の六月までの値段を決
めるということになっております。

同時に、この間に影響しますのがカリとか燐鉬
石等につきましては全部輸入でございませうので、
これはすべて為替問題が絡んでまいります。した
がいまして、為替の見通しにつきましてもかなり
シビアに検討いたしませんと、年度内にまた値段
を変えなきゃいかぬというふうなことがあつて農
家に非常に迷惑を及ぼしますので、この辺に一番
神経を使つていられるわけでございます。残念なが
ら

為替の見通しは、経済学者が幾ら寄つてもなか
か本当の見通しが立てられないような状況にな
つておりますので、ときとして上がり下がりあり
ますけれども、今のところ大体私どもが見通しま
した値段の範囲に為替がおさまつておりますの
で、本年度も大体六月までは全く値段をいじらな
いでいけるということになっております。そうい
うふうにより半年間の時間的なずれ、その間に起き
ている要素、それから来年度の一年間にいろいろ
と想定をされる要素、

(理事北修二君退席、委員長着席)
こういうものも積み重ねて決めていただいで
おりますので、政府のコストとは違つてまいりま
す。

○稲村稔夫君 重ねてで恐縮でございますが、私
が聞いているところによりますと、例えば尿素等
でメーカーの方の企業秘密とかかわり等もあつ
て、なかなか厳密な原価といふのはつかめないと
いう話も聞いたことがございませうけれども、その
辺はいかがなものでございませうか。

○参考人(田中昇君) コストといふのはどちらか
といひますと、企業サイドからいひますと一つの生
命線だと思ひます。恐らく私どもが法律なしでコ
ストをつかめと言ひましたら、相当これは難しい
問題はあると思ひます。したがつて、権限を持
まして一枚一枚着物を脱いでいくようなコスト調
査といふものは、私はメーカーサイドに立てば非
常に苦痛であらうと思つておりますけれども、私
どもが今考えておりますのは、それがすべて正し
いかどうか、一〇〇％正しいかどうかということ
は別問題といたしまして、今とられ得るコスト調
査の方式からすればベストではないか、こういう
ふうにご考へております。

○稲村稔夫君 どうもありがとうございます。
そこで、土方参考人に一点お伺ひをしたいと思います
でございますけれども、硫酸工業におきましては国
際競争力とかかわりもあるわけでございますし
う。例えば、製鉄とかあるいは化学繊維等の生産
からの副産物を原料とされる場合に、原料の多面

化の方にいろいろと転換の御研究をされ、そちら
の方へも力を入れるというお話を伺つたことがご
ざいませうけれども、こうした副産物を原料とす
る場合は原価といふのはどういふふうにして計算
をされるのでございませうか。

○参考人(土方武君) お尋ねのとおり硫酸につ
きましては、現在、回収硫酸と副生硫酸とござい
まして、それぞれいろいろな他産業の副産物ある
いは回収品といふことでつくつておるわけござ
いまして、大変ややこしい関係にあるわけござ
います。そこで、各社がそれぞれ主生産物、副生産
物についての原価計算をいたすわけでございます
が、それぞれの原価処理方式に基づきまして処理
しております。各社によつて若干異なることも
ございまして、よそはどういふふうになつてお
るのか、私どももわからぬといふところもあるわ
けでございます。これをすべて統一するといふのは
非常に困難ではございませうが、企業会計原則の範
囲内で行われておるわけでございます。若干の
相違はこれはやむを得ないといふふうと思つて
おるわけでございます。

各社のやり方につきましてはそういうことで
ございませうが、現実に出てまいります原価といふ
ものを政府の方ではいろいろな点で各要素ごとに調
査されまして、そういったものを重要な参考とし
て決められておるものが交付資料として出てくる
といふことでございまして、平均ではございませ
んけれども、いろいろな要素が入り組んだ計算に
なつておるといふことが言えると思ひます。

○稲村稔夫君 それでは、また重ねて恐縮ですけ
れども、一つは、そうした副産物のそれぞれのメー
カーでの原価の計算といふのは、要するに全農さ
んなら全農さんに提示をされるということもある
のでございませうか。

それからまた、今政府の方の調査の話もござ
いましてけれども、その政府の方の調査といふのは、
現実には皆さんの生産過程を確認しての調査でし
ょうか、それとも申告を中心にしてのことでしょう
か、その辺いかがでございませう。

○参考人(土方武君) 政府の方は、各社ごとに非常に厳重にいろいろな資料を要求されてまして調査をされます。私どももそれに対しては真実を答えておりますので、政府としては正確におつかみになっておると存じておるわけでございます。

それを全農さんに対してはどうであるかということになりますと、全農さんに対しては、法律に基づいてもおりませんので、そういった資料を提出も求められておりませんし、出してもおらないわけでございます。

○稲村稔夫君 どうもありがとうございました。
次に、草野参考人にお伺いをいたします。

化合肥料業界といえますのは、かなり規模の小さいメーカーも含めて数があると思うのでございませうけれども、硫酸工業界あるいは尿素等との生産とは大分生産の条件というものが違うと思うわけです。そういう中で、特に構造改善のことに触れられましたけれども、この構造改善を進めていける中で、今後企業で置き去られる企業といましようか、そういうものの心配、それから、いずれにいたしましても労働力を省力化するという形の中で進むと思われまます。それだけに雇用問題というものがかなり深刻になるのじゃないかということも心配されるのでありますが、この点はどういうようにお考えになっておりましようか。

○参考人(草野操君) お答えいたします。

ただいま稲村先生御指摘のように、私どもの化成肥料業界は比較的小規模の会社が多いわけでございますので、御指摘ございましたとおり、これから構造改善を進めていくという上におきましても、かなり難しい問題があることは十分承知しております。ただ、我々の業界といたしましては、やはり現在の業界が置かれている事態に対する認識というものは、協会の各社ともかなり深刻にこれは受けとめておりますので、問題の難しさはさることながら、この構造改善は何としてもやっつけていかなきゃいかぬというふうな考え方で取り組んでおる次第でございます。

問題でございませうけれども、これから我々が取り組んでまいります企業の、あるいは集中、あるいは生産の委託であるとか、設備の休止、廃棄であるとか、そういうことが具体化してまいります段階ごとに、それぞれの企業の置かれている状況によつて、これはかなりバラエティーがあるので、なかなかというふうに考えます。

例えば、先ほども別の参考人からお話ございましたように、現在既に脱肥料というふうな言葉で象徴されておりますように、主として大型の企業におきましては肥料のウエートというものはかなり低下をしておりますので、他の兼営事業を保持しております場合には、他の部門への労働者の配転であるとかそういうことが比較的行いやすい状況にもございます。こういう場合は別といたしまして、中小型の会社の場合におきまして他の兼営部門を持っていないというふうな場合には、政府の方でお考えいただいております雇用対策のいろいろな諸施策等も活用させていただきまして、ケース・バイ・ケースで、十分その辺は遺漏のない

ように進めてまいるように我々協会としても指導してまいるつもりでございます。これからの問題でございますのですが、その辺についてはいろいろまた政府のお知恵も拝借しながら、重大な問題になりませぬような配慮、勉強等もこれから進めてまいりたいと思っておりますので、いろいろまた御指導をちやうだいいたしたいと思う次第でございます。

○稲村稔夫君 これも重ねて恐縮でございます。皆さん方は経営のベテランでもいらっしやるわけでありまして、五年後ということを目指して、そして今の需要の関係もある程度わかっておられるのでしようし、そういう中でこれからの構造改善ということで、私はその五年後のことについては極めていろいろな心配が多いわけなのですけれども、その辺はいかが感じておられますか、お感じで結構であります。

○参考人(草野操君) 非常に難しい御質問をちょうだいいたしました。五年後に一体どうなるのか

ということになりますと、私も定かにはお答えしかねるわけでございますが、少なくとも与えられた期間内に構造改善の仕事をやり遂げようという考え方で現在業界は進んでおるわけでございます。五年後にどういふ姿になりますか、その場合に一体、法律は別といたしましても、この法律に即して盛られておるような精神がどういふふうになつては、こいくのであろうかということにつきましては、これは全くの私見でございますけれども、何らかの形でやはり供給の安定あるいは価格の安定というものが図られなければ、極めて農業生産にとつて重大な資材でございます肥料問題というものが、そう簡単に私は解決がつくものではなからうというふうには個人的には考えておるわけでございいたします。しかしながら、それも五年後の姿が一体どうなるかということがあくまでも前提でございますので、これは非常に先生は難しい御質問をなさされました、恐縮でございますが、私はその程度しかお答えしかねるわけでございます。御勘弁をいただきます。

○稻村稔夫君　時間も大分経過いたしましたので、大変恐縮であります。簡単に一つぐらいずつお尋ねいたします。そこで、久村参考人にお伺いをしたいと思います。

今もいろいろとお話ございましたけれども、五年後に向けての雇用問題というのは、労働者の立場でかなり不安をお持ちになっているのじやないだらうかというふうにもお察しするわけでありますけれども、その辺のところの率直なお気持ちをお聞かせをいただきたい。

それから、もう一つは、企業が今、東の方はコ
ブケミカルというような形でかなり企業連携が進
んでまいりました。西の方でも何か宇都興産さん
を中心にして今その動きが始まっているようであ
りますが、そういたしますと、こうした企業の方
はそれぞれ大きなグループにくくられていくので
ありますけれども、そこで働く皆さんの方はその
辺をどういうふうにお考えになっているのか、こ
の辺をひとつ簡単に結構でございますから。

○参考人(久村習君)　まず、五年後にどのような雇用状態になっているかということは非常に難しい問題ですが、私が先ほど申しましたように、やはり食糧という問題が非常に重要な問題である。だから、それと一体的に化学工業がどうなるかという問題で、例えばの話でございますが、やはり種子の問題であるとかあるいは肥料のより効率的な問題であるとか、あるいは効率性を種子で求めますならば病虫害というような問題もあるでしょう。そういう面におきますところの農業の問題で、

あるとか、そういうような方向に化学肥料工業があるいは広義の化学工業と言っているかと思ひますが、そういうような形で言いますならば、アグリビジネス的な方向に化学工業も農業とかのかわり合いにおいて展開をしていくことによって、雇用の問題の大きな展望というものを考えられるのじやないか。ところが、そのようなことを考えましても、それにはやはり時間的な経過を必要とすると思ひます。その際に、やはり真つ先に失業が発生するかどうかという点につきましては、私も今は現在の産構法に基づきますところの協議のためのいろいろなシステムが法上ございますが、それを十分こやつていきたい。

それから、ちようどきようは参考人として硫酸工業協会の土方会長もお見えですが、土方会長はまた日本化学工業協会の会長でもあられまして、私たちとは化学産業労働使会議というものを形成いたしております。それで、構造改善に取り組むに当たつて、お互い労使はどのようなふうにしようかということ話し合ひまして、そのためには労使は協議を尽くしまして、企業内雇用を第一義に考えるということで基本的な合意を得ておりますので、現在時点のところ、それぞれの企業内の配転という形で進んでおります。

ところが、将来的に言われますと、今申されま
したように、今後やはり、先ほどの参考人のお話
にもありましたように、事業提携、集約というこ
とが多分非常に進んでまいっていると思います。そう
した場合の配置転換というものにつきましては、あ

種の期間を置いてこれはやってもらわないと、短兵急なことをやられますと、雇用不安というものが発生するという懸念は抱いております。

やはり今後の……

○稲村稔夫君 済みません、もう一人お聞きしたいものですから、今の、不安がおありになるかどうか、特に強い懸念をお持ちになっているかどうかをお聞かせいただきたい。

○参考人(久村晋君) そういうような点で、現在までのところはございませんが、今後やはり期間をかけて進めていかないと問題の発生する懸念ありと、このように考えております。

○稲村稔夫君 堀参考人にお伺いをいたしますが、先ほど阿賀北配合というようなお話がございましたけれども、それぞれの地域に合った肥料設計というものを特別にお考えになったその動機といたしまして、それからそれをやっていく上で、いろいろ何か壁といたしまして、うまくないところとか問題点とかというようなものがあるところと、ごまいしうか。これも簡単に恐縮ですけども、お願いいたします。

○参考人(堀武君) お答えいたします。

私のところは水田地帯と砂丘地帯の二つに分かれていて、そのうち砂丘地帯のところは良質な果樹生産地帯であります。ところが、非常に古い歴史を持つ技術の高い果樹生産地帯であります。経済連から供給されるのに果樹有機などという配合肥料はありますけれども、とても我々のところには合わない。非常に技術が高いものから、こんなもので使えんかというところで、むしろ農協を突き上げる形の中で農協の技術員が随分苦労して、最初は私のところは聖籠町というところでありましたが、聖籠農協で聖籠配合というのをつくったのであります。それが比較的好評でありましたので、隣に木崎農協というのが、やはり同じような果樹地帯があります。その木崎農協と一緒に阿賀北——阿賀野川の北という意味であります、阿賀北配合ということで、砂丘地の果樹地帯に合うのをつくりまして

今供給しております。これは比較的好評でありまして、相当売れているようでありまして、終わります。

○北修二君 参考人の皆さん、大変御苦労までございます。心からお礼を申し上げたいと存じます。

先ほど陳述がございましたが、私は実は時間が十五分しかございません。四十分で終わりでございまして、一遍に皆さんに御質問をさせていただいて、大体二、三分で答えをちょうだいしたい。先ほどお話をいただきましたが、要点だけ申し上げますので、簡単にお願いをいたします。

私は肥料を使っておる農家でございます。一方、組合長でもございます。長年組合長をやっております。肥料の諸般の情勢は一つ一つ全部覚えておるつもりでございます。しかし、本委員会が審議をする上に、皆さんの御意見を聞かしていただいて参考にしたしたい、かように思ってお聞きをした次第でございます。

まず第一に、田中参考人にお聞きをいたしたいと思っておりますが、全農さんはいろいろ肥料の諸般の問題で、この法律に対して考える会というのがあって、実は皆さん方のお考えと大分相違のあるグループがおるとお聞きをしておりますが、その考える会とはどんなことが不満で全農に対してお話をされておるのか。あわせて、それらの人と話し合ってお聞きをいたしたいのか、その点をまず第一にお聞きをいたしたい、かように存じます。

次に、堀参考人にお聞きをいたしますが、いろいろ価格設定について全農だけではだめだ、我々みずからの農民の声を聞いてもらいたい、どういふ方法で交渉をされたかと考えておるのか、全農と話し合っただけで交渉しようとお考えになつておるのか、その点をお聞かせ願いたい。

それから二番目に、今お話がありました。私は、言葉では出ておりませんが、どうも価格に不満がある、したがって、これは外国の価格との問題等も加味されて不満があるのではないだろう

か、こういうふうに感ずるわけでございます。肥料法案は必要がない、したがって、輸入も競争させてはどうかというようにも感じられたわけでございまして、その点はどうなのかお聞きをしておきたい、かように存じます。

次に、土方参考人にお聞きをいたしたいと思っておりますが、構造改善で大いに御努力をされておる。私も肥料会社——私と同じ村に東洋高圧さんの砂川工場がございまして、よく覚えておるつもりでございます。生産地で肥料をつくって、石炭を燃料でやった。しかし石油が非常に安くございまして、臨海にほとんど工場を持っていた。そういういろいろやられたわけでございますが、持っていくと同時に、また石油が上がった、大変厳しい情勢に相なつてきた。いろいろ不満がある内容について、どういふ不満があるかといふと、二重価格の問題、国内価格と輸出価格の格差があることは御案内のとおりであります。なぜそういう二重価格にしなければならぬのか、その理由をお聞きをいたしたい。

さらに、構造改善で大変御努力をいたしておるわけでございますが、将来、国際価格に対応できるという構造改善を目標にしておるのかどうか、そこら辺をお聞きをいたしたい、かように思うわけでございます。

次に、草野参考人にお聞きをいたしますが、高度化の問題で大変苦労されて、努力をしておる点については敬意を表したい、かように存じます。が、これまた非常に厳しい経営状態であることは私も理解をいたしておるわけでございます。堀参考人からお話がありましたように、土地あるいは作物別にもう少し農家の希望に適合した高度化というのか、そういうものを注文したつくつてくれるのかどうか、そういうものはできるのかどうか、経営が厳しいから単純化してくるのかどうか、そこら辺をどうお考えになつておられるか、お聞きをいたしたい。

さらに、先ほどのお言葉の中で、今後構造改善その他で最善の努力をするが、これも余り言葉の

方に出ていませんでしたが、顔色でちよつと拝しますと、非常に厳しい、場合によっては価格で皆さんに御協力を願いたいというような感じの顔色でございましたので、本音をひとつ陳述を願いたい、かように思っております。

次に、久村参考人にお聞きをいたしますが、農業あるいは工業、そして労働組合の雇用の安定、この三位一体で努力をしていきたいというようにお聞きいたしましたわけでございます。しかし、肥料業界は非常に経営の合理化を、構造改革をしていかなきゃならぬ。その中で、使用者と十分話し合っていくというお話でございますが、より一層これを合理化した場合に、皆さんの中に犠牲者が出るのではないかと感じが私にはいたすわけでございますが、そういう不安はないかどうか、以上お聞きをいたして、二分ぐらいいすつて、ひとつ要点だけで、あと九分ぐらいいさかございせんので、よろしくお願いをいたします。

○参考人(田中昇君) お答えいたします。

考える会につきましては、いろいろ御心配をかけておりますけれど、大体農協の中に二百三十ぐらいの組合長あるいは組合の専務の方とかいふ方々が入りました研究集団でございます。したがって、四十三の総合農協の中の約五%、その中で、今回この肥料問題についていろいろな考え方や意見を出された方々は、大体三十名ぐらいの研究グループがその中にありまして、継続討議をしたという形で出てきております。私どもの対応といたしましては、組織内で幾ら議論があつてもいいと思っております。反対意見があるのは当然だと思っております。したがって、その辺につきましては、意思の疎通がよく行き届くように了解工作なり説得をしなければいかぬと思っております。今回の場合は、ああいう形で朝日新聞等に先にいろいろなことが出ましたので、多少きくしやくいたしておりますけれども、これからそういう組織内の問題ということで理解を深めていきたいと考えております。

以上でございます。

○参考人(堀武君) お答えいたします。

価格交渉に農民代表を参加させていただきたいという意見でありまして、これは米価審議会などでも、純然たる生産者代表という形で、全日農などという農民団体から代表が出ておるわけでありまして、そういうことで、実際の需要者であり食糧の生産者である農民が価格交渉に参加するということは、全農さんにとっても、またメーカーさんにとってもむしろいいのではないかと、こういうことで、この価格交渉に農民代表を参加させていただきたいということでありまして。

それから、私たちは肥料の輸入は望んでいないのであります。これは、国内の生産体制を整備して、そして肥料工業が成り立つような、特に中小のメーカーが成り立つような施策をやはり国の政策の中で盛り込んでつくっていただきたい、これを我々は安定した肥料供給として望んでおるところであります。

終わります。

○参考人(土方武君) お答えいたします。

御指摘の、価格に国内価格と輸出価格と二重であることは従来ございました。そこで、くどくどとした説明は避けまして、今まで輸出することによって生産量をふやして、国内の価格を下げてきたというところは言えると思います。同時に、輸出による赤字は国内価格には一切転嫁しておりません。ところが、最近のように非常に大きな格差が生じたので、今やもう輸出の方向はやめまして、国内価格を中心に、国内需要を中心に生産体制を整えていきたいということに構造改善をいたしておるわけでございます。その構造改善ができた後に国際価格に対応できるかどうかということでございますが、これは法律によりまして余分な設備を排除し、その他原料、燃料の転換、多様化、省エネルギー対策、高効率設備への生産集中、そういうあらゆる努力をいたしまして、五年後には国際価格に対応できるように努力をするということとてやっております。少なくとも日本の内地へ入ってくるようなことはない、十分対抗できると

いうつもりでおるわけでございます。

以上で終わります。

○参考人(草野操君) お答えいたします。

第一問の方でございますけれども、非常に特殊な地域における特殊な成分を必要とする肥料はできないのかという御質問でございますが、これは私も一社だけでも数百銘柄の肥料を登録しております。恐らく全国的に見ますと数万という銘柄が肥料登録を受けておるわけでございまして、米を初めといたしましてあらゆる農作物に対してはば適合できるような肥料というものは、現在存在しておるのではないだろうか。

ただし、非常に特殊なそういう御要望があります場合に、製造上できないということであれば別でございますけれども、製造上できるということとあります場合に一体どうかということになります。先ほど触れましたが、少量生産でなく、いわゆる大量集中生産というものが一番合理的な生産方式でございます。その場合に小ロットの特殊肥料ということになりますと、どうしてもこれはコスト高になり得るものでございます。その点が排除されますならば、今御指摘のようなものは、恐らくどこかのメーカーでつくれる余地はあるはあるかもしれない。しかし、できるならばそれが一定の生産規模に達するようなロットであることが望ましいということが一つござい

ます。それから、第二点でございますが、私の顔色はどうであつたか、どうも非常に恐縮でございますけれども、構造改善が難しいということをつい申し上げたために、それがそういうふうにお取り上げになったのではなからうかと思ひますが、構造改善は難しいけれども、これは業界としてやろうという意気込みで現在努力しております。それと価格との関係でございますけれども、現在非常に、田中さんもおられますけれども、全農さんとの交渉の中で極めて厳しい価格交渉の中で御決定を見ておるわけでございまして、その点があるいは顔色に出たということであらうかと思ひますので、

お察しをいただきたいと思ひます。

○参考人(久村晋君) 雇用不安があるのか、犠牲が出るのかということですが、私たちの基本的な考えは、やはり進歩をしていく場合には変化が伴うであろう。その変化の場合にはある種の時間的な余裕が必要ではないだろうか。だから、その時間的余裕を超えた場合には犠牲は発生すると思ひます。

それで、私たちがこの肥料工業とかかわり合いで考えますならば、特に私たちの素材を供給する方とは、先ほど申しましたように労使会議等を持つて犠牲が出ないようにしてまいりたい。ところが、最近では非常にバルクブレンド方式などが、先生も御承知と思いますが、各地でいろいろとやりになる。そうしますと、そのバルクブレンド方式を全農さんがおやりになることによって、化成肥料の中小メーカーというものが一体どうなるか。それで、本日たまたま控え室で田中さんとも名刺交換させていただきましたので、私たちはやはり苛性肥料の中小企業のあり方論と、全農さんの今後の作物に適した、あるいは土壌に適した肥料を指導員を使って普及していく場合のバルクブレンドの問題等につきましては、これからもし田中さんの方がお許しいただけるならば話し合ひをさせていただいて、その時間というものを十分考えてまいり、このように思ひます。

以上です。

○鶴岡洋君 きょうは大変御苦勞さんでござい

ます。この改正案についてまた政府の行政指導とか、それから考え方には次の委員会等でお聞きしたいと思ひますので、参考人の皆さんですから、参考にお聞きしたいと思ひます。四点お聞きしたいと思ひます。

第一点は、全農の田中参考人にお伺ひしたいのですが、全農家への販売数量の約七割が全農の方でやっております。あと三割の方は商社その他というところでございまして、この価格が決められておりますけれども、自由主義経済、また農業生産の

合理化、また省力化等の環境を踏まえて、この点について特に弊害はないのかどうか、量の点で、弊害はないのかどうか、これを田中参考人にお伺ひいたします。

次に、堀参考人にお伺ひしたいのですけれども、これはさつき北先生の方からお話があったのとタブリますが、もうちょっと具体的に、この価格の決定については全農とメーカーだけではなくて、どういふ方々がどういふ形で、いわゆる供給側と使用者側、特に堀参考人は元組合長もやっておられた。また、今町議会議員ですか、やっておられる。実際に自分で農家をやっておられる。こういう立場から参考として、どうしたら一番理想的なのか、具体的にお伺ひしたい。これが一点です。もう一点は、これも同じですけども、国内価格と輸出価格が違う。これは当然今の情勢からいけば、国際価格は変動がございまして、また、輸送機関等も多少違ってくるわけです。したがってそこに価格の格差が出てくるのじゃないか、こういうふうには私は認識をしておりますけれども、これをどういふふうにしたら一番理想的というか、堀参考人の考えておられる考え方を聞かせ願ひたいと思ひます。

もう一点は、久村参考人にお伺ひしたいのです。構造改善が今第二次に入っておるわけですから、雇用関係の点で先ほどからお話を聞いていると、五年後はわからないと。これは当然わからないわけですから、私も心配をするわけですから、そこで、第一次の構造改善のときにどういふ弊害が起きたか。もう一つは、五年後終わるわけですから、これからどういふ弊害がまた起きそうなのか、その点についてどう対応していくのか、この辺をお伺ひしたい。

○参考人(田中昇君) ちょっと先生、失礼でございますけれども、御質問の趣旨をもう一度。七〇%扱っていることがどういふ弊害ということですか。

○鶴岡洋君 七〇%をおたくの方では扱っている。また、三〇%はどこから入っているわけ

す、商社を含めて。そういうことで競争というのですか、そういう弊害が末端へ行っていないかどうか。

○参考人(田中昇君) はい、わかりました。

私の方は七〇%を扱っております。恐らく農協の段階になりますと九〇%の扱いになるかと思っております。したがって、競争はやはり制限をされてまいりますけれども、私どもとしましては価格水準の引き下げという一つの取引の目標ということでやっておりますので、卸の段階から経済連に多少行くもの、あるいは小売の段階で業者から買われるもの、それぞれあるわけでございまして、やはり市況というものは販売競争の中に出てまいっておりますので、競争というものは損なわれてはならないと考えております。ただ、先ほどの価格の交渉におきましては、私どもがメーカーと協議をして決めたものにつきまして、ほぼこのあとの三〇%のシェアで業者扱いになっているものは右へ做えということになりますので、それよりも高くということはまずあり得ないと思っております。そういったしますと、競争阻害ということが若干あるにしても、これは私どもとしましては、農家のためにはむしろ、かつて我々が子供のときに障害物競争で綱をくぐっていくやつがばかで、二番目に行くやつが一番利口だといったようなそういう場面にはならないのじやないかというふうに考えておりますので、競争はございいますから、弊害ということについては考えられないのではないかと、こう考えております。

○参考人(堀武君) お答えいたします。

この価格交渉に参加を農民が希望しているということは、これは法律の中にもありますように、政府の資料が全農に提供されてそういう強い立場での交渉権を持っている。私たちはそのことについてそれは評価しているものであります。しかし、実際のあれとしては、さっきも話がありましたように、単協を含めて九〇%のシェアを持っている全農さんだけが交渉に臨んでおるといことが、また一方、なれ合いではないかといいろいろな問

題がやはりあるわけで、特に我々需要者の立場からいいますと、一体この価格がいいのか悪いのかというそのあれが何にもわからないわけであります。そういうことでいわれる押しつけられてい価格としか受け取れない。

今まで、次の質問にもかかりますけれども、輸出価格との差ぐらいいことは我々には見えてきていわけであります。そういうことでありますので、最も民主的に価格決定をし、そしてメーカーも、そこに働く労働者も、それから全農さんという大きな元売から小売まで持っている販売業者も、そしてそれを使う、それもまた、肥料というのは全く農民しか需要しないわけでありますから、そういう特定の立場の需要者である農民というのがそこへ価格交渉に参加することがより民主的になるだろう。その際、じゃ農民代表というのはどうするかということも、これはなかなかむずかしいことではありますので、やはり民主的な農民団体、全国的には全日本農民組合とか、あるいは全農連とかあるわけでありますが、そういう代表を価格交渉に参加させることによって非常に信頼の置ける価格決定ができるのではないかと、こういうことを私たち生産農民としては望むところであります。

それから、国内価格と輸出価格の差のことについて、じゃどうしたら見られるのか、これは私たちにそういうことをお聞きすることがちよつと無理なことではありますけれども、事実今までやったことではありますし、それは今の肥料工業というものは国際競争を失いつつある。だから、輸出のメリットというものは確かに少なくなっていることではございまいしょうけれども、また、産業として成り立つためには輸出に頼るという面も決してないではないであります。これは経営の立場でありますから、そうなりますと、やはり輸出価格を抑えながら輸出を多くしていこうという、これは経営としては当然あり得ることだと思われうわけであります。それは国内価格にしろ寄せさせないというお話は聞いておるし、また先ほどもお話を承っ

たわけでありまして、私たちはそれに信頼はしたいのであります。しかしながら、必ずしも我々はそれを全幅的に信じてはいられないと思うのであります。したがって、これは国内における生産業者の生産態勢というものを整備し、それにはやはり国のいろいろな援助も必要だと思われうのであります。そういう形の中で国内価格、輸出価格の格差を縮めていく、これは極めて政策的な努力が必要だろうと思われうのであります。

○参考人(久村晋君) 今先生から御指摘いただきましたように、第一次のときどうであったか。それで私は、五十四年の三月二十二日に参議院の農林水産委員会決議をいただきましたが、改めましてこれを今思い出しまして、まず、これに感謝しなければならぬと存じます。

そのときの三月二十二日の決議をちよつと見てまいりますと、肥料の構造改善を進めるに当たっては、「雇用の安定及び労働条件の整備につき適切な対策がとられるよう指導すること」、この附帯決議を決めていただきましたことは、やはり非常に有効に働いたと存じます。

それで、第一次のときも第二次のときも、今日まではまだ希望退職の募集というものはございせん。配置転換とか出向というような問題であります。ところがやはり、私が先ほど時間をかしていただきました申しましたのは、同一地域におきましての配転でございましてこれは余り問題はなないわけですが、住居を異動するということになりまますと、現在の住宅事情並びに教育制度下におきまして非常に難しい問題が生じますので、そのような点も総合的に考えるべきではないかと。私どもは労働組合という立場から、そういうことをそれぞれ個別企業の経営者にそれぞれの単位労働組合が言って解決を図っておりますので、今後ともこの構造改善を進めるに当たりましてはそのような配慮をそれぞれの関係者がするよう、そういう形の決議を今回もまたいただければ非常に幸いと存じます。

ど申しましたように確たることは申し上げられませんが、やはり発展をするという中においてそれぞれの企業が雇用吸収をするという形でやっておりますので、その延長線で推移するとするならば余り大きな問題には発展しないのではないだろうか。しかしながら不確定要因が多くありますから、そういう要因に対してそれぞれが先行きの見通しを、企業労使間、産業労使間でも我々は話し合つてまいりたい、このように考えております。

以上です。

○鶴岡洋君 確認ですけれども、そうすると、第一次構造改善のときには、あの附帯決議を踏まえてきたる弊害はなかったということですか。

○参考人(久村晋君) そうであります。希望退職という形には出ませんでした、住居の異動ということからやはり十分に考えていただいた、このように思っております。

○鶴岡洋君 ありがとうございます。

○藤原房雄君 土方参考人と、また草野参考人に関係することだと思われうのでありますが、どちらかという原材料の輸入依存度の高いものについては非常に将来先行き不安材料というか、こういうものもなきにしもあらずという感じがするので。これは構造改善のためのいろいろ御努力をなさって、また将来計画、施設を処置しなきやならないというようなことでいろいろ御努力をいただいていらつしやるわけですが、そういう中で、原料の安定輸入ということ、またそのための省エネとかいろいろ対策が講じられなきやならぬわけですね。五十二年ですか、この構造改善の目標というものは実際現実問題としては非常に厳しいものがあるかと思われうのです。そしてまた、非常に流動的な現在の社会情勢の中で、一生懸命努力をするというこの場での話はいいのですけれども、現実問題、当面するこれからの円高の問題にもつながるでございまいしょうし、また、原料の輸入問題も絡んでくるだろうと思われうし、また、工場そのものの御努力もいただかなきやならぬと思われうす。さらにまた、輸出もいささかしておるわけ

しょうが、こういう企業を取り巻くこういう環境の中で、先ほど来お話しございましたように、働いておる方々にも他産業とそう差のない賃金を提供できるような形でこの構造改善に努力しなきゃならないわけですね。

この法律は臨時措置法ですから、本来ならばもう二十年近くもやっておるといことになる臨時措置法ではなくておる、しかし、大きな経済変動がありましたからそれなりの意味はあったのだらうと思うのです。こういう中で、やはりこれはあくまでも臨時措置法にのっとるものなのだというところからすると、四年後、五年後を目指して最大の御努力をいただかなきゃならぬということ、企業家としてこの五年後の見通しをどのようにお考えになつていらっしゃるのか。先ほどもちよつとお話はあったのですけれども、もう少し突っ込んでお話をいたしたい。先のことです。特に原材料の安定輸入といいますが、こういうことを視点にしましてお考えをお述べいただきたいと思ひます。

○参考人(土方武君) お答えいたします。

先生に御心配いただきましたとおり、まことに原材料の問題が重大でございます。この点の見通しがまた甚だ難しいわけでございます。ただ、従来石油といいますがナフサを原料とする一辺倒の肥料工業も、石油危機以来体質改善の必要を生じてまいりまして、原料につきましては特にそういったものの一辺倒にならないように、あらゆる安い原料を採求してこれを利用するということが今最大の努力を注いでおるわけでございます。例えば、LPGが安ければLPGを使うとか、あるいはまたコークス炉ガスの利用を図るとか、あるいはまた、先ほどもちよつと出ましたように石炭をガス化してこれを原料とするといったように、あらゆる面で安い原料を確保するというところで努力したい。同時に、技術の方も日進月歩でございますので、極力技術の革新を取り入れて合理化を図りたいということで、原料、燃料、エネルギー面に

ついて努力をいたしておる次第でございます。そういうことで、五年後の形というのは最大に難しうございませうけれども、私どもは最大の努力を傾注してまいりたいと思つてございまして、安価な原料源のところに立地して外国から肥料をつくつて持つてくるということも考えられるわけでございますけれども、これは雇用問題にも非常な影響もございまして、そういうことはもう最後の最後に考えまして、国内におきまして何とか内需に見合うものは絶対に確保いたしていきたいというふうにお考えおる次第でございます。

○参考人(草野操君) 私ども化成肥料業界の原料と申しますと、若干今土方参考人の言われたものとは違ひまして、御案内のとおり、燐鉱石、カリといふものが主要原料になっております。日本の国内で生産されます主要原料といつたしましては硫酸、これだけは国内で自給ができるわけでございますが、やはり燐鉱石、カリという主要原料が全量輸入によつておりますので、これらの恒久的な安定供給を受け得るようないろいろな配慮といふものは十分我々も心がけて、御指摘のような点は留意してやっております。

石油と違ひまして、アメリカ、アフリカあるいは一部オセアニアというところ燐鉱石の主要生産地でございますので、副次供給先といふようなものも対象にいたしながら、将来にわたつての供給の安定化を図つておるわけでございまして。その点は御注意のありましたように十分心がけて進めてまいりたい、かように考えております。

○藤原房雄君 五人の方々の話は、いずれも日本の農業のために安定供給しなきゃならぬということ御努力なさつておる、そういうお立場からのお話であつたわけでありまして。しかし、それぞれの持つ企業内のいろいろな問題もございまして、そういう構造改善を迫られておるといふ厳しい環境の中で御努力いただく。ですから、使う側としては安い方がいいわけですが、しかし、また、多くの従業員を抱えている企業としましては、やはりそれぞれに見合うものでないかぬ

ということ、そこが非常に大事なことになるのだらうと思ひます。

そういうことから、先ほど田中参考人、堀参考人からございまして、価格の取り決めといふのは非常に重要なことになるのだらうと思ひます。これは法律にのつとて、政府の出された資料をもとにしていろいろ話し合われるのだらうと思ひますが、実際にコストの調査、それからコストの現状といふものを明確に信頼のできるものといふものが得られなければ、どうしても不信感がわくのだらうと思ひます。堀参考人も、決めるときに参加してもらつた形のことはお話ししておりましたが、出された資料といふものが納得いくものであれば、それなりに価格決定に当たりましては不信感といふものはある程度払拭されるのじゃないかと思ひます。そういうことで、価格決定といふことは非常に重要な意味を持つし、これをどういふ形にするのかといふことは、今後の私ども委員会におきまして一つの大きな課題になるだらうと思ひます。

そこで、時間ありませんからあれですが、田中、堀参考人、そういう値段を決める価格決定のときの場に居合わせるということも大事なことであらうと思ひますが、出された信頼のできる資料のものにこういう決定をしたのだということもまた大事なことのつただらうと思ひます。その辺はどういふふうにお考えになつていらっしゃるでしょうか。

○参考人(田中昇君) お答えを申し上げます。堀参考人からそういう参加の希望がございまして、私どもはやはり農協、経済連、それから全農と、こういう三段階の組織を持つております。それについての是非論といふものもあるかと思ひますけれども、少なくとも現在のところそういうふうによつてきておまして、価格の決定につきましては肥料農薬委員会あるいは生産資材の農協の組合長、それから十七名の経済連の専務、常務、そういうクラスの方で構成をいたしております。

まして、そこに価格交渉に入る前に、今年度の価格交渉についてはこういう状況、こういう条件があるのだからこういう方向で交渉に臨みたいといふようなことをお諮りをして、そして交渉に入つてまいります。したがって、経済連はまた各地区の支所がございまして、それをもとにして経済連の会議を開いてその了承をとつていくということをする。それから、価格交渉の結果につきましては、また改めてこういうことで交渉を始めて、結果としてこういうことになるということについても白書的なものを出して、これはすべて農協段階まで届けられるような意思の疎通のシステムをやつておりました。したがって、現在の私どもとしてはそういう形で理解を得ているということでございます。

系列を通じたり、みずから経済連等が肥料工場を持ったりしている製造業者でもある。こういう多面的な性格を持っている全農でありますので、その点では全農的に需要者農民の信頼を得ていると、言い切れない。私は、そういうことで大事な肥料の価格決定ということが国民みんなが納得のできる状態で、特に需要者農民が納得できる価格決定をしてもらいたいというところで民主的な農民団体の参加をお願いしている、こういうことであると思います。その点ひとつ御理解いただきたいと思ひます。

○下田京子君 参考人の皆さん、御苦勞様でございます。

まず、田中参考人に二点ほどお尋ねしたいのです。

一つは、国内向け価格と輸出価格の価格差問題でございます。実は「系統農協を考へる会」の代表にぜひ参考人にお出かけいただきたいと思ひましたのですが、実現しませんでした。その「系統農協を考へる会」が全農に對してしまつてこの肥料安定法に關して質問を出しになつてゐると思ひますが、その一つが国内と輸出向けの価格差問題であると思ひます。この質問に對してしまつて全農の回答では、輸出価格は採算価格である、それから国内価格は再生産維持のための限界価格であるといふようにお述べになつてゐると思ひます。つまり、価格差があることを当然視されてゐると思ひますが、農業者の立場からいへば、財界から国内農産物価格のいわゆる割高攻撃がなされておられます。そういう中にあるとして、市場開放攻撃も一段と高まつてゐるわけです。その割高論を言うなら、資材の占めるウェイトも年々高まつてゐるという中にあるとして、肥料価格についても国内向け価格が輸出向け価格と同様の方向に行かないものだらうかというのは、非常に私は正当な要求だと思ひます。この点について一点、どう思ひつていらっしゃるか。

それから二点目にはコスト問題でございます。コストに基づいて国内向け価格を決めてゐるとい

うふうに言われておりますけれども、例えば硫安でございますが、これは銑鉄生産の際コークス炉の排ガスからつくられるのが副産硫安だと思ひますし、また、合成繊維の原料製造工程から回収されるのが回収硫安で、現在合成品の硫安というものはもう事実上ゼロであると思ひます。そういう中にあるとして、理論的に硫安の原価というものが把握できるものなのかどうか、これが二点目でございします。

続いて、時間の關係で恐縮ですが、お尋ねします。土方参考人、同じようにこの硫安の原価について考へ方でございます。

今申し上げましたとおりでございますが、硫安の場合には需要と無關係に、化学工業品だとかコークス等の生産に伴つて回収あるいは副生、その際に生まれるのが硫安だと思ひます。これについてどのように計算されてゐるのか、お聞かせください。

それから、堀参考人にお尋ねいたしますが、この法案の延長に對していろいろな角度から疑問の意見があるいは御要望が出されました。今私が述べております、例えば硫安の原価等々を含めましたことについても触れながら、結局はこの法案に對する態度はどうなのか、その辺もうちよつとお詳しくお述べいただければと思ひます。

それから、草野、久村両参考人にはせつかくおいていただいたのですが、時間もございませんで、今回は失礼させていただきますと思ひます。

○参考人(田中昇君) お答えいたします。

非常に率直な御意見をありがとうございます。考へる会が申しました硫安の輸出価格と国内価格の格差の問題につきましては、この法律が延長問題を醸すたびに速記録等を見ますと常に問題になつてゐるわけでございます。それからさらにまた、この法律の前身であります肥料二法の時代、これは公定価格が出ていたわけでございますけれども、その時点でも輸出価格というものは国内価格よりも下回つてゐる、こういうことに從來なつてきておりますが、私どもは、国内価格につきま

しては、現在の資本主義生産体制の中ではやはりコストプラス適正利潤ということで、再生産を可能にする値段でなければ価格としては理論上成り立たないだらうと考へております。

ただし、輸出価格につきましては、そういう内需を満たしてさらに国際需要が極めて強調であればともかく、これは石油ショックのときに三倍になつたというのを先ほど土方先生は言われましたけれども、そういう場合はともかくといたしまして、すべてこれは国際市況というものに拘束をされるということ考へてまいりますので、経済の仕組みとしてそこらについての考へ方が、これは見解の相違ということになるかもしれせんが、相なるべくはそれは国際価格と国内価格と合致することが望ましい、これは私どももそう考へます。しかし、国際価格ということになりますと、場合によつてはこれはコストを割つたダンピングということが行われてゐるのも事実でございます。そういう点からいいますと、極力近づけたといふふうには考へてはおりますけれども、この乖離は私としてはやむを得ないだらうと考へております。これが全農の姿勢でけしからぬと考へる会が言つておりますけれども、私はその辺については恐らく見解の相違ということで平行線をたどるだらうと考へております。

これは四月二日の日本経済の切り抜きでございますけれども、ダンピングということ考へて出ております。輸出の業者が輸出価格を国内価格よりも低くしてゐる、そういうことについての国際協定みたいなダンピング防止法というものがあつたわけですから、現在、一九八〇年から八三年までに世界各國に起きたダンピング提訴が五百八十件ある。そのいろいろな品目が出ておりますけれども、安定法があるからダンピングが起きますのだといふようなことの背景になるものは私はほとんどないと思ひております。ですから、これはほかの国もそうじゃないかということ考へ、そういう甘い考へ方をしておるわけではありませぬけれども、仕組みとしてこれはやむを得ない。格差が生ずる、

あるいは高い場合もある。しかし、今ダンピングとなると、これはすべて安くなるわけですから、そういう実態がありますので、基本的にその辺の調整というものは私としては非常に難しいのじやないかといふふうには考へます。

それから、第二点のコストの問題でございますけれども、おっしゃるとおり、非常にコストをつかむということは難しいと思ひます。したがつて、先ほど申し上げましたように、農水、通産共同でこの法律に基づく許容された権限のもとに各社に立ち入つてコスト調査をされる、それがやはりベストではないかと思ひておるわけ、それ以上は私も理論的にこうだと言つても、これは一つの観念的なコストは出るかもしれせんが、真実に近いコストであるかどうかといふことになりまして、それなりにやはり問題もある。行政の価格がそれだけ一〇〇%正しいかといふことになる、それも若干問題がないとは言ひませぬけれども、比較した場合には、行政でこれだけの調査をしていただいたコストがやはりベストということと判断せざるを得ないというのが私どもの気持ちでございます。

その中で副産硫安、回収硫安の値段をどうするか、ただじやないかという意見もございします。また、そういう考へ方もあり得るかもしれせんが、副産硫安にしろ回収硫安にしろ、何にもない施設投資の中からこつこつたものは出てまいりません。それをつくる過程の中で、やはりどうしてもこれは副産として伴つて出てくるもの、随伴物として出てくるもの、あるいはまた、これはその企業としては必要ないけれども、こうすれば硫安になるという回収されるもの、これがあるわけですが、それをつくるにはやはり施設投資なり労務費なり経費なりというものは私はかかつてゐると思ひます。ただという理論は成り立たないのじやないかと思ひております。そういう点からいまして、どの程度これをほかの物資にコストとして押し込んでいくかということも問題はありますけれども、ただといふふうな主張で、考へる会あたり

が一種のアジェンダのような形で主張されるのは、いさか私どもの組織としては心外にたえないと考えております。

以上でございます。

○委員長(谷川寛三君) 土方参考人、まことに恐縮ですが、簡潔にお願いいたします。

○参考人(土方武君) ただいま硫酸の原価の方法につきまして御質問がございましたが、今田中先生からお話もございましたようにございまして、この中で、これに若干付加させていただきますと、下田先生の三割が副生硫酸ということで、もう全く合成はいたしておりません。この硫酸は、工場別に製法別に非常にまちまちでございます。原料評価の仕方もいろいろございまして、どんな計算をなさっておるかということも企業秘密で、私もそのことはわからぬわけでございまして、いずれにしても企業会計原則というものが示されておりました。それに準じて全部行っておりますのでございまして。政府の資料の中には、そういった原価調査の際にこれを項目別に恐らく加重平均をされて算出されておるといふように了解しております。

それから、もう一つつけ加えますと、おっしゃいましたように、コークス炉ガスの中のアンモニアなどは恐らくゼロ評価をしておるのでございまして。ただし、これには新しく硫酸を付加しなければ硫酸にはなりませんので、硫酸代が加わる。それから、回収硫酸の方では硫酸が出てくるわけでございます。これにはアンモニアを新たに付加しないかぬということもございまして、それに田中先生のおっしゃった設備その他で原価が構成されてくるわけでございます。

○参考人(堀武君) お答えいたします。

今お話のような副生硫酸、回収硫酸につきまして、私たちはむしろこういう価格交渉の中に加わって、そして正確な資料を提供していただいてともに検討していく、そういうことが今の答弁のような食い違いがなくなってくるのではないかと

このように私たちは思うわけであります。それから、私たちとしては、この法律ができたときからしまして、そしてそれが臨時措置法ということで、時限立法時限立法として繰り返されてきたところに問題があるのではないかと。それはさき申し上げましたように、この運用に問題があるのか、それともその法律の仕組みそのものに問題があるのか、これはひとつ先生方に十分審議していただいて、我々需要者が本心に信頼の持てるような肥料政策を立てていただきたい。これが私たちのお願いであります。

○田淵哲也君 時間がありますので、質問を二点まとめて伺いますので、お答えをいただきたいと思ひます。

まず第一点は、田中参考人と土方参考人にお伺いをいたしますが、この法律は、独占禁止法の適用除外といった点であくまでも臨時措置法であり、したがって時限立法として定められておるわけであります。これが既に三度延長され、今回で四度目の延長を迎えるということでありまして、これだけ延長されてきたというのはそれなりの理由があつたことだと思ひますが、どういう状態になつたこの法律が必要でなくなるか、この点について、まず、お二人の参考人にお伺いをしたいと思います。

第二点は、久村参考人に対してでございます。この肥料価格というものがどう決められるか。それと、化学肥料工業の労働者の賃金が他産業に比べて低い。この関連をどう見ておられるのか、お伺いしたいと思います。

また、この法律の第三条第三項による「勸奨」といふは「助言」、それから第四条による「調停」といふような行政の関与の仕組みがあるわけでありますけれども、この行政の関与のあり方についてどのように考えられておられるのか、お伺いをしたいと思います。

以上です。

○参考人(田中昇君) 延長が今回で四回ということ、私も果たしてこれはその辺どうか

いう感じがしたこともございます。ただ、振り返ってみますと、やはりこの法律は五年ごとにいろいろそういう反省を加えられながら、法律自体は今回は輸出問題を取り除かれますけれども、ほとんど変わつておられない。品目を追加をして、特定三品目ということで今回来ておりますけれども、ちよつとこれは極端な例えかもしれませんが、一種の空気みたいな存在、空気がなくなつたら困るぞ、こういうことと同じように五年ごとに空気がたぎさる感じがする。私はそういう法律になつてきていると思ひます。その点、甘いといふこともある面もあるかもしれませんけれども、そういう点で私どもの立場からしますと、農業生産、したがって農家のためにもなつていこう感じがいたしております。

これから先五年間の延長をいふことになつておりますが、今後果たしてどういふ時点、どういふ状況になれば延長しないかという御質問でございます。その間にいろいろな情勢等もまた複雑に展開してまいると思ひます。油だつてこういう情勢でいくのか、その辺の問題等もあり、あるいは第一次石油ショックのときにわらじを履いて、カリ、燐鉬を探したという経験もあります。そういうふうなことで、国際的な情勢の流動といふこともよく考慮に入れなければいけませんし、内需に決定的な問題がなくて、しかも先ほどからメーカーの方が言つておられるように、構造改善で国際競争に太刀打ちできる合理化といふことをぜひとも私もはやつてもらいたいと思ひます。この実現の晩には、もう一度そういう法律のあり方といふことを検討する時期が来るであらうといふふうに考えます。

したがって、この法律は輸入を禁止していただくわけではございません。ですから、ここで絶対に輸入をさせないことを私どもとしては言いかねます。合理化がサボられるというような事態になれば、ある程度適正な輸入をしてそれに対する刺激といふことも与えながら業界の合理化の

促進を図つていかねばならぬし、また私どもとしても、例えば先ほどからおっしゃつておるうちに、化成肥料の銘柄は大体登録されたものが二万ぐらいあります。現在生きているものが一万二千ぐらいあります。私どもの方の銘柄でも約七百ぐらいありまして、千トン未満という銘柄が六割ぐらゐを占めております。こういうことを考えますと、そういった問題の整理、あるいは交錯輸送等の排除等を含めまして極力合理化によるコストダウンに協力をしていく体制を私どもの立場で考えていきたい。そこらを含めまして今後五年の間に本当にさつきも申し上げましたような合理化が遂げられたといふことになれば、後々必要かどうかといふことを改めて検討する必要があるだろう、こう考えております。

○参考人(土方武君) お答えいたします。

私の意見も大体たゞいまの田中先生と同じでございますが、要するに、日本の農業にとりまして肥料の価格を安くするということと肥料の価格及び供給を安定させるということ、この二つが車の両輪のごとく大事なことであらうと思ひます。肥料価格及び供給の安定ということ、時期にかかわらず重要な課題であると思ひますので、本来時限立法でなくともいいのではないかと、恒久立法でもいいのではないかと私は思つておるわけでございまして。日本の農業の条件が非常に変わった場合にはその法律を改正されればいゝわけでございます。私は、この価格、供給の安定ということはずつと続けていかなきゃならぬという意味におきまして、恒久化でも非常にいいのじやないかと思つておるわけでございまして。

条件がどう変わつたらいいかということにつきましても、私どもはよくわかりませんが、ただいまのような現状の肥料の配給状況を見ておきますと、全農さんの果たしておられます役割というものが、非常に重要でかつ非常にうまくいつておるといふふうに感じしております。何か特別な環境の変化が起らない限りは、今のような法律が続く

○参考人(久村晋吾) 非常に化学肥料工業の資金決定というのは特殊な、ほかの産業にない状況下にあるかと思ひます。例えば公益事業ですと、その認可料金をどう決めるかという際に、いろいろなコストの中に適正利潤というようなものが入つておる。ところが、この法に基づきます価格取り決めるは資料に基づいて双方が自主的におやりになる、こういうスキームになつております。しかしながら、先ほど申されましたように第四条の調停というのはいまだ一度も発動されたことがないといふことは、両当事者が合意されている。合意されているという状態ですから、私たちはその価格の決定はおかしいといふことは申し上げようとは思つておりません。

しかしながら、先ほど申しましたようなこと、例えば昨年の年末の一時金を見てまいりますと、それはやはり随分な開きがある。例えば、大体五十三万七千円ぐらいですが、肥料関係では三十八万円ぐらいしかもらわない。年齢が一方は大体三十五歳であるのに肥料の方は大体四十歳と、それぐらいの違いでこういうことになぜなるのだろうかといえますと、やはり先ほどいろいろそれは、限界価格なのかどうかということですが、価格決定がそういうことに影響を与えているのではないだろうかというふうに言いたくなるというのであります。私どもとしては、したがいまして、適正な価格で、農業も化学肥料工業に働く労働者の所得もみんなそれぞれ、両方とも大体平均所得に近づけるような方向でありたい。

そのためには、先ほど各先生が申されました、法の三条の三項ですか、「勸奨」とかいう条項があるわけでありますから、そういう「勸奨」とか「助言」というものを、適正な価格形成をするというような立場において十分に行政当局も関与してもらった方がいいのではないかと。ところが、やはり自主決定でありますから、その関与の仕方というのは非常に難しいかと思いますが、特殊な状況下

以上であります。

○喜屋武眞榮君　御苦労さまでありました。気になることがございますので、そういった気持ちでお伺いしたいと思います。

まず、田中参考人に対して。先ほどの、一部の反
 対があるがという発言がありました。それはど
 ういう反対であるかということ、もう一点は、
 これまで生産農民の立場をそれなりに踏まえてこ
 られたと私は理解したいのですが、その生産農民
 の要望は、これからもまたどのようにして吸い上
 げていきたいと考えておられるか。

次に、堀参考人に対して。先ほどのお話の中で、国内価格と国外価格の差が一向に縮まらないということを書いておられました、ずばりおっしゃって、こうだからという、これが聞きたいのです。

次に、土方参考人に対して。国外輸出の見通しについてはどのように今後考えておられるか。

次に、草野参考人に対して。この構造改善と合理化の抱き合わせで、その上に立って価格安定と低廉供給が当然予想されるわけですが、それが保証されるという前提で考えておられるのであるか。

次に 久村参考人に對して。雇用の安定とかあるいは待遇の改善とか労働条件の改善は当然だと思ひますが、そういった立場から、あなたの揚げておられる組合の立場から、身分の安定と待遇の改善ですね、他の産業労働組合との比較からどういふ状態にあるのでしょうか、この点。

○参考人(田中昇君) それじや簡単に。

一部の考え方の反対と申しますのは、先ほどから話題に出ております考える会の立場でございませう。第一点は、輸出価格が国内より安いじやないかということが一つ。そして、それを国内に転嫁していかないかという意味のこと。それから第二点は、安定法がこまで続いてきても肥料工業の合理化がさっぱりされていないじやないかということが一つ。第三点は、組織討議が不十分じやないか。この三点が考える会の主張の反対意見でございませう。

それにつきましては、私どもとしても、こ
う考えるということで回答を申し上げますし、
それから、全農の中の「全農通信」というもの
で、特集号を二回組みましていろいろと説明をい
たしてまいります。多少その辺の行き違いが出て
おったことは事実でございます。それから、生産
農民の立場をどう酌むかということでございます
が、生産農民の立場といつても、ただになればい
いということじゃないと思っておりますので、十
分話し合っていけばおわかりいただける、こうい
うふうに考えておりますから、これは組織を通じ
て、そういう意見あるいは不満等については十分
吸収をして対応していきたい、こう考えておりま
す。

○参考人(堀武君) 簡単にお答えいたします。
価格差でありますが、これは我々は全農さんの発表の資料等にしかよれないのでありますけれども、全農さんの発表によりまして、例えば五十七肥料年度で硫酸につきましては五九%の比率がある、こういうことを先ほど申し上げました。四十八年から五十七年まで十年間で平均として七五%という数字が全農さんの資料にも出ておるわけであります。もちろん、これを国内価格に換算いたしますれば相当修正される、上積みされると

○参考人(土方武君) 輸出の問題でございます

存というところでまいますので、今後は余り輸出を考えないということでございます。それから硫酸につきましては、これは副産品、回収品でございまして、国内需要よりも余計にできてまいますので、この部分は輸出に回すつもりでおりますので、ただ、外国でも硫酸の固定需要がございまして、相当な価格で売れるような見通しでございまして、

○参考人(草野操君) 一言で申し上げます。
構造改善及び合理化というものは、肥料の安定供給及び価格、コストの引き下げに十分寄与し得る性質を持つてゐる、かように理解しております。

○参考人(久村晋君) 他産業と比べてどうかと申されますと、先ほど申し上げましたような私どもの試算でまいりますと、八年間ぐらいで平均所得が二百五十万ぐらいの累積差額になつておるといふような実態からも御理解いただけるのじやないだろうか、このように思います。

以上です。

○委員長(谷川寛三君) 以上をもちまして、参考人の方々に對する質疑を終わります。

参考人の方々に一言お礼を申し上げます。

本日は、皆様には御多忙中にもかかわらず、当委員会に御出席をいただきまして、大変貴重な御意見を述べていただきましてまことにありがとうございました。当委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十九分散会

一、土地改良法の一部を改正する法律案

土地改良法の一部を改正する法律

に改める。

る。」に改め、同条第八項中「第四十八条第七項」

同じ。」を加える。

改める。

しくは第六項の規定による申請」を加える。

を「土地改良事業（当該土地改良区が管理する土

設の有している機能の維持を図ることを目的とす

の二項を加える。

5 土地改良区は、その管理する土地改良施設の

ことその他現行管理区域内の土地に係る組合員

るものを行おうとする場合においては、その施

る者の三分の二以上の同意をもつて第三項第一

る。

更について、その変更により新たに土地改良事

 $\mathbb{Z}_2$

第五十三條の三第一項を次のように改める。

施設の用に供するための土地が新たに必要な場

換地として定めないで、これらの施設の用に供

積のうち当該施設を当該土地改良事業の施行に

じた面積を超えない範囲内の土地に限る。」と

の施行に係る地域内で農業を営む者が主とし

第五十三條の三第三項中「第一項の」を「第一項

第一号の」に改める。

令で定める施設の用に供する」を「前条第一項第

める。

規定により換地を定めない土地として指定された

第五十六条第二項中「土地改良施設以外の施設」

ること並びにその兼ねて供する場合における当該

農業用排水施設の管理の方法及びその管理に要する費用の分担についての協議に限る。以下この項及び次項において同じ。」に、「とのわい」を「調わない」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、前項後段の規定は、同項の規定による協議に係る裁定の申請について準用する。

第五十六条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第一項の規定による協議に係る第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 都道府県知事は、第二項の規定による協議に係る前項の規定による裁定の申請があつた場合において、当該協議を求められた者の意見を聴き、当該農業用排水施設の管理に支障を生じないようするため必要があると認めるときは、その必要の限度において、裁定をすることが出来る。

第二章第一節第三款第一目中第五十七条の三の次に次の五条を加える。

(農業集落排水施設整備事業の実施)

第五十七条の四 土地改良区は、その管理する農業用排水施設(土地改良区が委託を受けて管理するものを含む。)に係る農業用排水の水質の汚濁を防止し、当該農業用排水施設の適正な管理を確保するため、集落から当該農業用排水施設へ排出される汚水処理するための施設の建設、管理、廃止又は変更を内容とする事業(以下「農業集落排水施設整備事業」という。)を行おうとする場合には、省令の定めるところにより、総会の議決を経て農業集落排水施設整備事業の計画(以下第五十七条の八までに於いて「事業計画」という。)その他必要な事項を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 事業計画においては、省令の定めるところにより、当該農業集落排水施設整備事業につき、目的、事業を行う区域、工事又は管理に関する

事項、事業費に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

3 土地改良区は、第一項の認可を申請するには、あらかじめ、事業計画につき関係市町村長と協議しなければならない。

(農業集落排水施設整備事業の認可)

第五十七条の五 都道府県知事は、前条第一項の認可の申請があつたときは、次の各号の一に該当する場合を除き、これを認可しなければならない。

一 申請に係る農業集落排水施設整備事業が、申請に係る土地改良区が行う土地改良事業の遂行を妨げないものであること、当該農業集落排水施設整備事業に係る施設を当該土地改良区の組合員が主として利用するものとなることその他当該土地改良区が施行することを相当とするものとして政令で定める基本的な要件に適合するものでないとき。

二 申請の手續又は事業計画の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分と違反してるとき。

三 申請に係る土地改良区が、申請に係る農業集落排水施設整備事業を適確に遂行するに足る経理的基礎又は技術的能力を欠く等農業集落排水施設整備事業の遂行のための基礎的な要件として政令で定める要件を欠くと認められるとき。

(経費の負担の基準)

第五十七条の六 土地改良区は、農業集落排水施設整備事業に要する経費に充てるため当該事業に係る施設を利用する者に対してその経費の負担を求めるに当たっては、排水量その他の客観的な指標により、当該事業によつてその者が受ける利益を勘案しなければならない。

(農業集落排水施設整備事業への参加)

第五十七条の七 土地改良区は、その組合員又は組合員以外の者に対し、農業集落排水施設整備事業への参加を求めるに当たっては、事業計画、当該事業に要する経費の負担に関する事項、当

該事業への参加に係る契約に関する事項その他必要な事項を示して、これを行うものとする。

(事業計画の変更)

第五十七条の八 事業計画の変更については、第五十七条の四及び第五十七条の五の規定を準用する。

第八十五条の三を第八十五条の四とし、第八十五条の二の次に次の一条を加える。

第八十五条の三 土地改良区は、政令の定めるところにより、その管理する土地改良施設の更新のために行う当該土地改良施設の変更を内容とする第二條第二項第一号の事業(以下この条において「施設更新事業」という。)を国又は都道府県が行うべきことを、(その土地改良施設を二以上の土地改良区が管理する場合にあつては、当該二以上の土地改良区が共同して、)国営土地改良事業にあつては農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては都道府県知事に、総会の議決を経て、それぞれ申請することが出来る。

2 土地改良区は、前項の規定による申請(現行管理区域内において施行する施設更新事業のうち、当該変更に係る土地改良施設の有している機能の維持を図ることを目的とするものその他現行管理区域内の土地に係る組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして政令で定める要件に適合するものに係る申請を除く。)をするには、あらかじめ、省令の定めるところにより、施設更新事業の計画の概要、当該施設更新事業による変更後の土地改良施設であつて省令で定めるものがある場合にはその土地改良施設に係る予定管理方法等及び定款を変更する必要がある場合には変更後の定款その他必要な事項(第五項において「事業計画概要等」という。)を公告して、次の各号の区分により、それぞれ各号に掲げる同意を得なければならない。

一 現行管理区域以外の地域が施設更新事業の施行に係る地域の一部となる場合

当該施設更新事業の施行に係る地域内の土地のうち現行管理区域内の土地に係る組合員の三分の二以上の同意及びその施行に係る地域内の土地のうちその他の土地について第三條に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意。

二 前号に掲げる場合以外の場合

当該施設更新事業の施行に係る地域内の土地に係る組合員の三分の二以上の同意

3 土地改良区は、現行管理区域以外の地域をその施行に係る地域の一部とする施設更新事業のうち、当該変更に係る土地改良施設の有している機能の維持を図ることを目的とするものその他現行管理区域内の土地に係る組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして政令で定める要件に適合するものについて第一項の規定による申請をしようとする場合においては、当該施設更新事業の施行に係る地域のうち現行管理区域以外の地域内にある土地につき第三條に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意をもつて前項第一号の三分の二以上の同意に代えることができる。

4 第一項の場合には、第五條第三項、第六項及び第七項の規定を準用する。

5 土地改良区は、第一項の規定による申請をするには、省令の定めるところにより、その申請書に事業計画概要等を記載した書面並びに同項の総会の議決及び第二項又は第三項の三分の二以上の同意(第二項の政令で定める要件に適合する施設更新事業に係る申請にあつては、第一項の総会の議決があつたことを証する書面を添付し、これを、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事を経由して農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては関係都道府県知事に提出しなければならない)。

6 土地改良区は、第一項の規定による申請をしようとする場合において、当該申請に係る施設更新事業と一体となつてその効果が生じ又は増大する他の土地改良事業(施設更新事業を除

る。」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

6 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第三号及び第六十四条第一項第三号中「換地又は当該権利の目的となるべき土地」を「地積を特に減じて換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分を定めたこと又は換地若しくは当該権利の目的となるべき土地」に改める。

(政令への委任)

7 附則第二項及び第三項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

昭和五十九年四月二十七日印刷

昭和五十九年四月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P